

愛荘町障がい者計画（第3次）

（平成27年度～平成32年度）

および

障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）

（平成30年度～平成32年度）

平成30年3月

愛 荘 町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 本計画が対象とする「障がい者」の考え方について.....	4
3. 計画の位置づけ	5
4. 計画の期間	7
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	8
1. 統計からみる愛荘町の現状	8
2. アンケート調査結果の概要	12
第3章 計画の基本的な考え方	24
1. 愛荘町の障がい者施策が目指す姿（基本理念）	24
2. 計画の基本目標	25
第4章 施策の展開	28
基本目標1 地域で自立して生活できるまちづくり.....	28
基本目標2 安心して暮らすことができるまちづくり.....	33
基本目標3 心通う、助け合いのまちづくり	36
基本目標4 安全に暮らすことができるまちづくり.....	38
基本目標5 元気とうるおいのあるまちづくり	41
基本目標6 合理的配慮を推進するまちづくり	45
第5章 第5期障がい福祉計画	46
1. 成果目標の設定	46
2. 障害福祉サービスの見込量および確保の方策	50
3. 地域生活支援事業の実施に関する事項.....	64
第6章 第1期障がい児福祉計画	71
1. 成果目標の設定	71
2. 障害児通所支援等の見込量および確保の方策	73
第7章 計画の推進体制.....	77
資料編.....	80

「障がい」の表記について

本計画では「障害」の表記をできる限り「障がい」としています。

既存の法律や事業所、サービスの名称等については「障害」と表記し、一般的に障害児（者）を指す場合は「障がい」と表記しています。

一つの言葉に対し、二つの表記が混在していますことをご理解願います。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい者施策は、障がい者および障がい児（以下「障がいのある人」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、さまざまな制度が整備されてきました。

わが国は、平成19年に「障害者権利条約」に署名し、批准に向けた国内法整備が進められることになりました。平成23年には、「障害者基本法^{※1}」改正され、日常生活または社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生じるとする「社会モデル」の考え方や「合理的配慮^{※2}」の概念が新たに取り入れられるとともに、「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法^{※3}」という。）が制定されました。

平成24年には、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法^{※4}」という。）が制定されました。また、同年に「障害者自立支援法^{※5}」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法^{※6}」という。）に改正され、障害福祉サービスの対象となる人に「難病^{※7}等により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者」も含まれることとされました。平成25年には、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法」の一部改正が行われました。

さらに、平成28年には、障害者基本法の差別禁止の基本原則を具体化する、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消が推進されています。

こうした障がい者福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、国では、地域社会における共生や

※1 障害者基本法：障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。

※2 合理的配慮：障がいのある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限の原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮。

※3 障害者虐待防止法：障がいのある人に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防および早期発見その他の障がい者虐待の防止等に関する国等の責務等を規定した法律。

※4 障害者優先調達推進法：国等による障がいのある人の就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がいのある人の就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための法律。

※5 障害者自立支援法：障がいのある人が、自分の能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営めるよう、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、国民が相互に人格と個人を尊重し、安心して暮らせる地域社会の実現を目的として制定された法律。

※6 障害者総合支援法：「障害者自立支援法」の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称、「障害者総合支援法」）に改題されたもの。

※7 難病：症例が少なく、原因不明で治療法が確立しておらず、かつ、生活面での長期にわたる支障があり、国の特定疾患治療研究事業の対象となっている疾患の総称。

差別の禁止、国際的協調を基本原則として、第4次障害者基本計画を策定し、障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的な推進が図られています。また、滋賀県では、平成27年3月に「滋賀県障害者プラン～すべての人が生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会をめざして～」(以下「滋賀県障害者プラン」という。)を策定し、「みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる」という基本理念のもと、「地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」を目標に障がい者福祉の向上に取り組んでいます。

本町においても、平成25年に策定した「愛荘町総合計画後期計画」が目指す都市像である「心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち」の実現に向け、平成27年3月に「愛荘町障がい者計画(第3次)および障がい福祉計画(第4期)」を策定し、障がい者施策を総合的、計画的に展開してきました。

しかし、この間の障がいのある人を取り巻く現状をみると、障がいの多様化や本人および介護者の高齢化が一層進んでおり、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むための支援の充実が求められているほか、地域生活への移行^{※8}を進めていくための仕組みづくりや、就労支援、合理的配慮、権利擁護^{※9}、障がい児支援といったさまざまな課題への対応が求められています。

また、第4期障がい福祉計画の期間満了に伴い、平成30年度から平成32年度までの間の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標や必要な見込量を定める必要があるほか、児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な見込量を定めることとなりました。本町の障がい者福祉の現状や法制度の変化を踏まえ、中長期的な視点に立って障がい児福祉のまちづくりを継続的に推進していくため、新たに障がい児福祉計画を追加し、「愛荘町障がい者計画(第3次)および障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

※8 地域生活への移行：入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

※9 権利擁護：自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

※10 バリアフリー：高齢者、障がいのある人等の生活の妨げとなるバリア(障壁)を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

※11 精神障がい：意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障がいにより、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障がい、てんかん、精神作用物質による中毒・依存等がある。

※12 成年後見制度：判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

近年の障がい者施策の動向

年	主な動き
平成 18 年	<p>障害者自立支援法の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体、知的、精神の3障がいのサービスを一元化 ・支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 <p>国連総会で障害者権利条約を採択（12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に関する初の国際条約 ・人権および基本的自由の完全かつ平等な享有 ・差別の禁止、合理的配慮の提供 <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行（12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー^{※10}化の推進
平成 19 年	<p>日本が障害者権利条約に署名（9月）</p>
平成 23 年	<p>「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の定義の見直し（医学モデルから社会モデルへ） ・地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調
平成 24 年	<p>改正障害者自立支援法、改正児童福祉法の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいのある人を障害者自立支援法の対象として明確化 ・支給決定プロセスの見直し（計画相談支援の必須化） ・障がい児支援を児童福祉法に一元化 （児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設） <p>障害者虐待防止法の施行（10月）</p>
平成 25 年	<p>「障害者総合支援法」の一部施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の範囲に難病等を追加 <p>障害者優先調達推進法の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施設等が供給する物品等の国や地方公共団体による調達を推進
平成 26 年	<p>日本が「障害者権利条約」を批准（1月）</p> <p>障害者総合支援法の全面施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害程度区分を障害支援区分に見直し <p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し
平成 28 年	<p>障害者差別解消法の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供 <p>改正障害者雇用促進法の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対する差別の禁止、事業主による合理的配慮の提供義務 ・精神障がい^{※11}のある人の雇用義務化（平成30年4月から） <p>成年後見制度^{※12}の利用の促進に関する法律の施行（5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 <p>改正発達障害者支援法の施行（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族等も含めた支援、地域の支援体制構築
平成 30 年	<p>「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、共生型サービスの創設 ・障害児福祉計画の策定

2. 本計画が対象とする「障がい者」の考え方について

障害者権利条約が採択される以前の「障がい」のとらえ方は、心身の機能の障がいのみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。しかし、同条約では、障がい者が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会的障壁^{※13}と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。

この考え方を踏まえ、障害者基本法では、「障害者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受け状態にあるものをいう。」と定めています。

本計画が対象とする「障がい者」についても、原則として、障害者基本法の定義する「障害者」と同じですが、個々の法律で障がい者の範囲を限定して定義している場合は、その定義に従います。

また、本計画中、「障がい者」については、原則として年齢を問わず、障がいのある人すべてを指すという意味をこめて「障がいのある人」と表記します。ただし、18歳未満の障がいのある子どもを特に指す必要がある場合や、障がいのある子どもが含まれていることを明示する必要がある場合は、「障がい児」という表記を用います。

^{※13} 社会的障壁：障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの。障壁には、利用しにくい施設や制度、障がいのある人の存在を意識しない慣習、偏見等が含まれる。

3. 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。

①市町村障害者計画

市町村における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画として策定するもので、本町の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画および都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②市町村障害福祉計画

厚生労働大臣の定める基本指針^{※14}（以下「基本指針」という。）に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な見込量を定めるものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③市町村障害児福祉計画

基本指針に即して、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとの必要な見込量について定めるものです。

改正児童福祉法（昭和22年法律第164号） 平成30年4月1日施行

第33条の20第1項

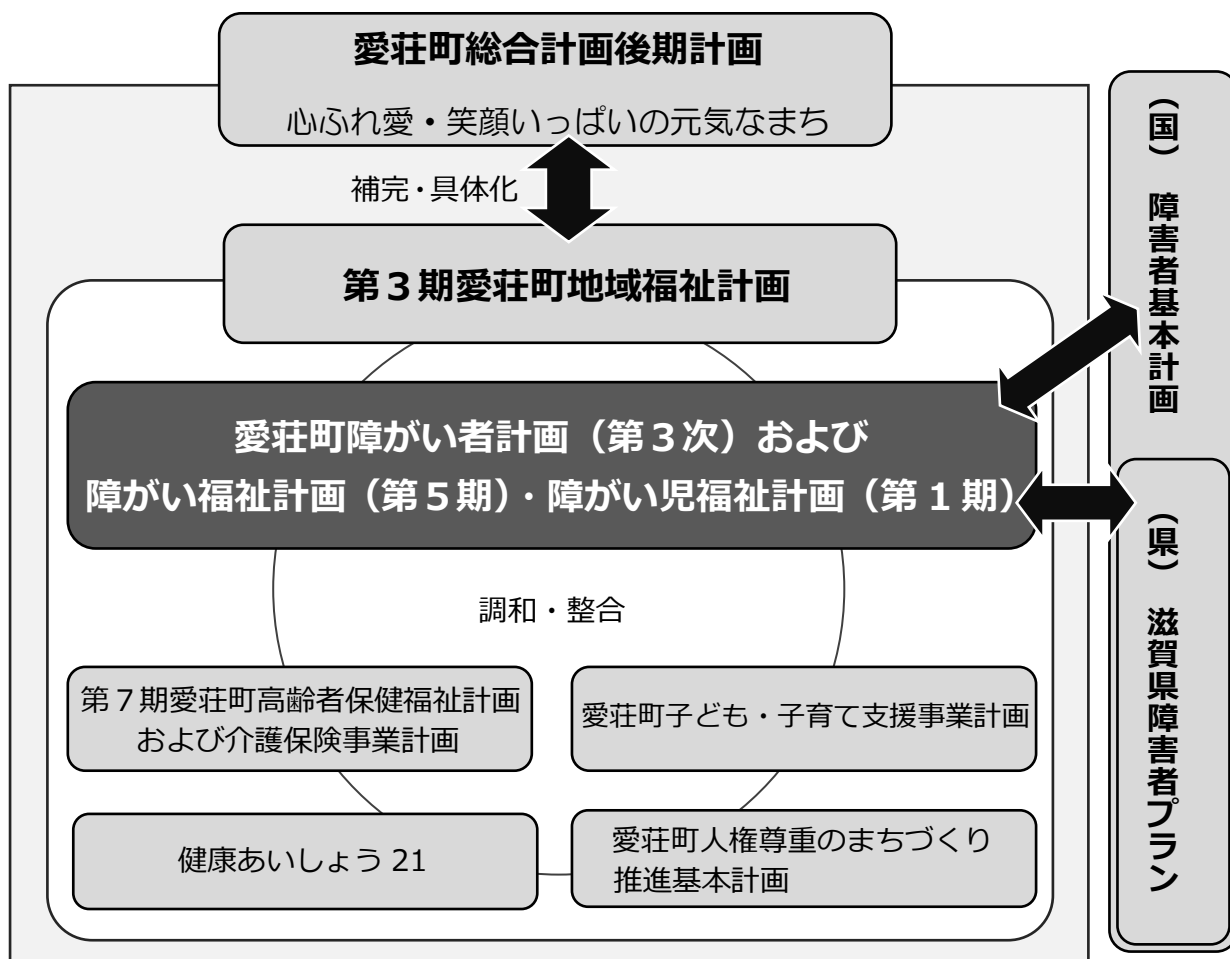
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援および障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

※14 基本指針：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

(2) 関連する計画との関係

本計画は、国の「障害者基本計画」および滋賀県の「滋賀県障害者プラン」を基本とするとともに、本町の地域づくりの上位計画である「愛荘町総合計画後期計画」を補完、具体化する「第3期愛荘町地域福祉計画」の障がい者福祉に関する分野別計画に位置づけられるものです。

また、各分野別計画である「第7期愛荘町高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画」、「健康あいしょう21」、「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」および「愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画」との調和、整合を図りながら、今後、達成すべき障がい者施策の目標と具体的な方策を明らかにしています。本計画で示す内容は、町民、障がい者福祉関係機関、町民団体、行政が取り組むべき障がい者福祉分野の基本的な指針となるものです。



4. 計画の期間

市町村障害者計画である「愛荘町障がい者計画（第3次）」の期間は、平成27年度から平成32年度の6年間です。ただし、市町村障害福祉計画および市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として定めることとされているため、これらの計画に相当する部分（第5章および第6章）は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とし、障がい福祉計画および障がい児福祉計画の改定を行う平成32年度に、本計画全体の改定を行うこととします。

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)
愛荘町障がい者計画（第3次） （平成27年度～平成32年度）						障がい者計画（第4次） （平成33年度～）		
障がい福祉計画（第4期）			障がい福祉計画（第5期）			障がい福祉計画（第6期）		
			障がい児福祉計画（第1期）			障がい児福祉計画（第2期）		

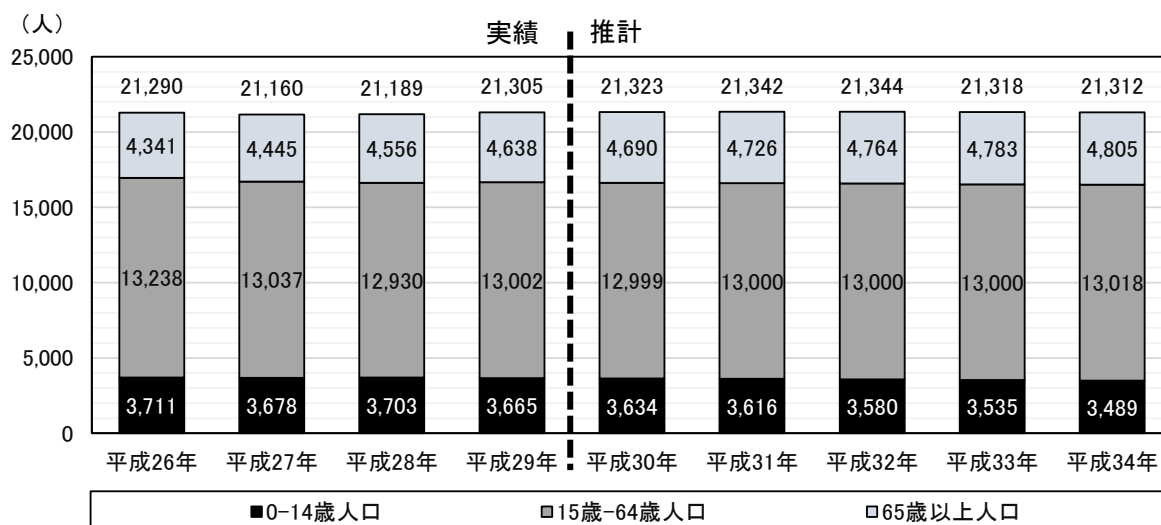
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 統計からみる愛荘町の現状

(1) 総人口

本町の総人口の推移をみると、平成29年4月1日現在、21,305人となっています。年齢3区分別にみると、15～64歳の人口は横ばいで推移しているものの、0～14歳の人口は減少し、65歳以上の人口は増加傾向にあるため、高齢化の進行が懸念されます。

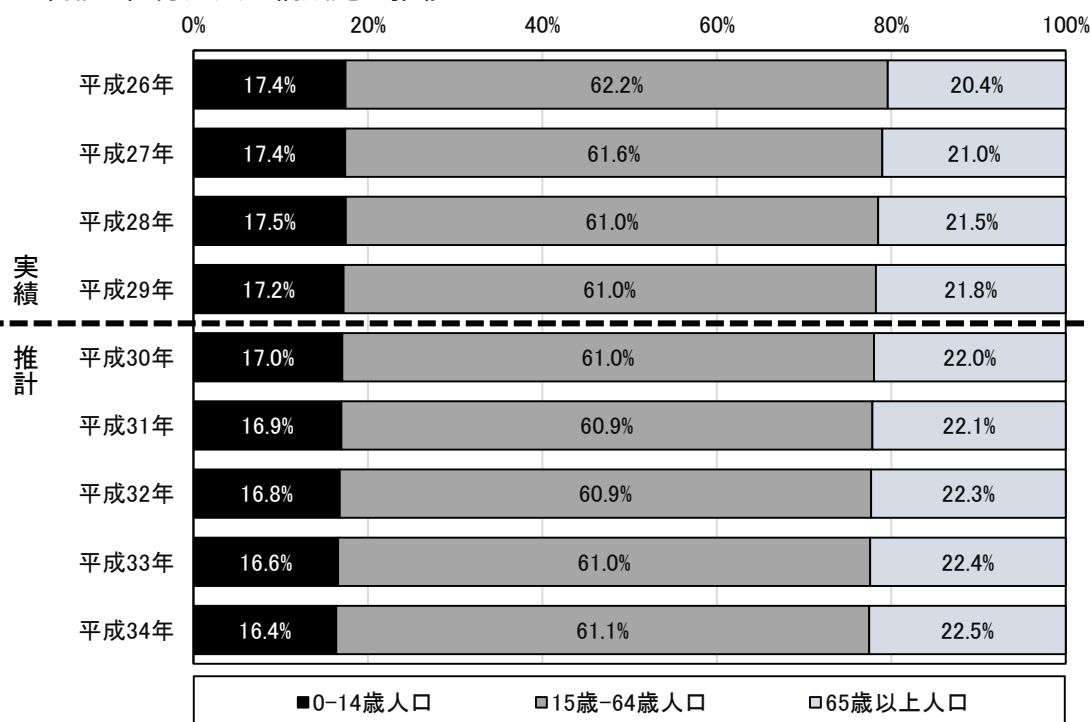
■ 愛荘町の総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

※平成30年以降は、平成29年までの実績を用いたコーホート変化率法による推計

■ 年齢3区分別人口構成比の推移



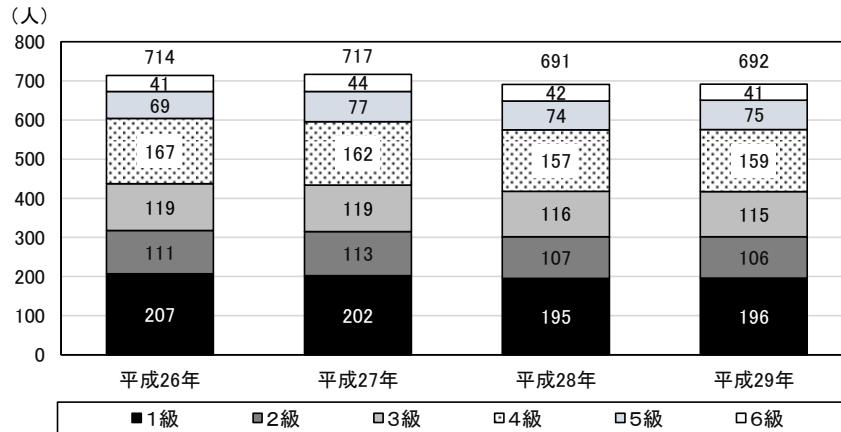
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

※平成30年以降は、平成29年までの実績を用いたコーホート変化率法による推計

(2) 身体障がい※15のある人

身体障害者手帳所持者数の推移をみると平成26年から平成29年にかけて3.1%減少しており、平成29年4月1日現在、本町の身体障害者手帳※16所持者数は692人となっています。

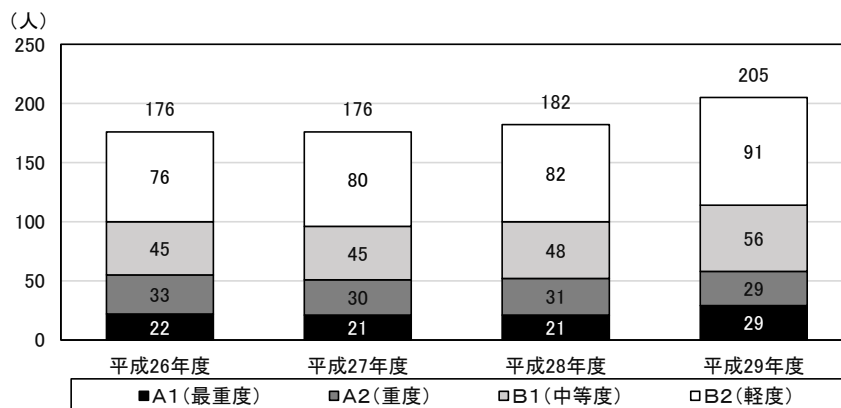
■身体障害者手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



(3) 知的障がい※17のある人

平成29年4月1日現在、療育手帳※1所持者数は205人で、平成26年に比べて16.5%増加しています。障がいの等級別にみると、特に「B2（軽度）」の手帳所持者数が大きく増加しています。

■療育手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



※15 身体障がい：先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のこと。

※16 身体障害者手帳：一定の身体障がいがあると認められた人に交付される手帳。対象となる障がいは、①視覚、②聴覚または平衡機能、③音声言語、④肢体不自由、⑤内部機能障がいで、障がいの程度により1級から6級の等級がある。

※17 知的障がい：知能指数（IQ）を基準に、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断等）の発達が遅滞し困難な状態のこと。

※18 療育手帳：一定の知的障がいがあると判定された人に交付される手帳。

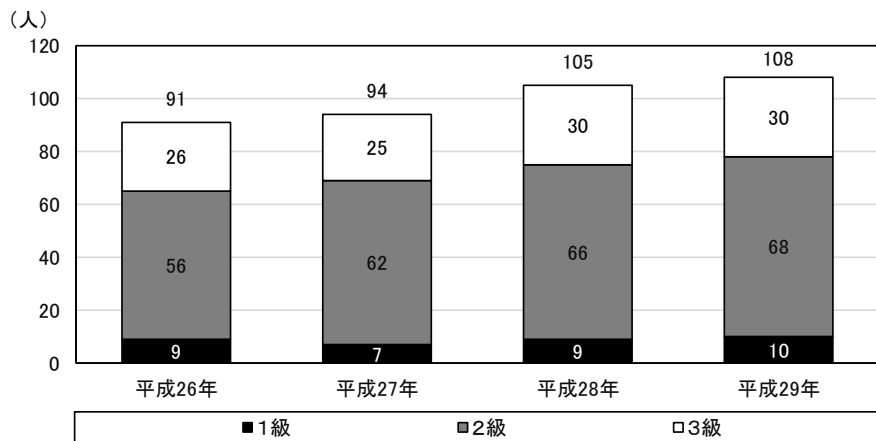
(4) 精神障がいのある人

平成29年4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳^{※19}所持者は108人となっており、推移をみると平成26年以降増加傾向がみられます。

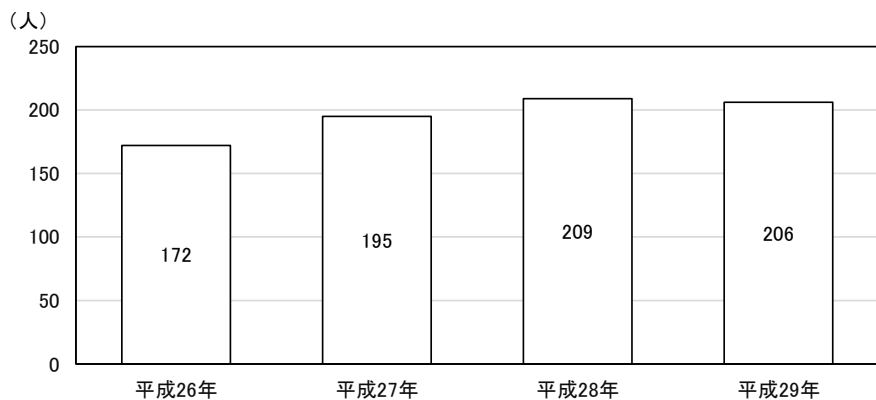
障がいの等級別にみると、「2級」の手帳所持者数が他の等級よりも大きく増加しているという傾向がみられます。

また、精神疾患の治療のため、通院による精神医療を継続的に必要とする人の自己負担額を軽減する自立支援医療^{※20}（精神通院）制度の受給者数について、平成28年度まで増加した後横ばいで推移しており、平成29年4月1日現在では206人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年4月1日現在）



■自立支援医療（精神通院）受給者数（各年4月1日現在）



※19 精神障害者保健福祉手帳：一定の精神障がいがあると認められた人に交付される手帳。精神障がいの等級は1級から3級に区別される。

※20 自立支援医療：心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

(5) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分は、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。平成29年4月1日現在の認定状況は、全体では区分3が最も多くなっています。

■ 障害支援区分の認定状況（平成29年4月1日現在）

(単位：人)

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	合計
全 体	27	9	26	31	20	0	113
身体障がい	16	2	8	11	3	0	40
知的障がい	11	6	13	10	13	0	53
精神障がい	0	1	5	10	4	0	20

2. アンケート調査結果の概要

本計画を策定するための基礎資料として、障がいのある人の生活の状況や課題、サービスに対するニーズのほか、町民の障がいのある人とのかかわりや障がい者福祉に対する関心等を把握することを目的として、2種類のアンケートを実施しました。

(1) 調査の概要

	18歳以上対象調査	18歳未満（児童）対象調査
調査対象者	18歳以上の 障害者手帳を持っている方	18歳未満の 障害者手帳を持っている方
配布数	431人	69人
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収	
回収数	248人	30人
回収率	57.5%	43.5%
調査期間	平成29年10月10日～10月23日	

(2) 結果の概要

<結果の概要の見方>

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、アンケート調査結果の分析文、グラフにおいても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計値が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- アンケート調査結果、グラフにおいて、単数回答のものは「●」を、複数回答のものについては「▲」をそれぞれ調査結果の概要と項目に記載しています。

①回答者について

アンケート調査結果

- 性別は、18歳以上対象調査の回答者では、男性が53.4%、女性が44.5%、18歳未満対象調査の回答者では、男性が50.0%、女性が43.3%となっています。
- 年齢は、18歳以上対象調査の回答者では、全体で70歳以上が27.1%と最も高く、次いで60～69歳が24.3%、50～59歳が15.4%となっています。手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者（以下[身体]という。）では70歳以上、療育手帳所持者（以下[療育]という。）では20～29歳、精神障害者保健福祉手帳所持者（以下[精神]という。）では30～39歳、40～49歳がそれぞれ最も高くなっています。

※ 不明・無回答を除いているため、合計が100.0%に満たない数値となっています。



- 身体では高齢化が進んでおり、介護保険サービスの利用への円滑な移行等が課題
- 療育では20歳代が多く、就労や地域における自立した生活、親亡き後の対応が必要
- 精神では30～40歳代の若年から中年層が多く、企業や地域における理解促進が必要

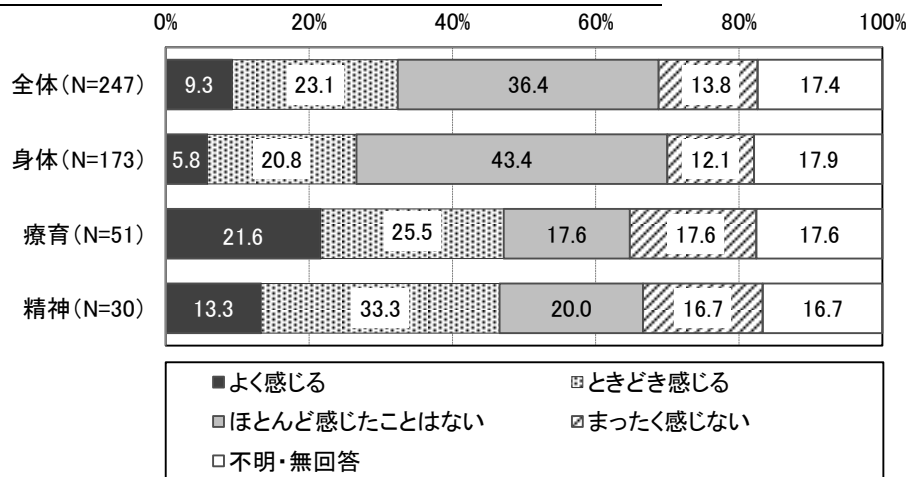
②共生のまちづくり

アンケート調査結果

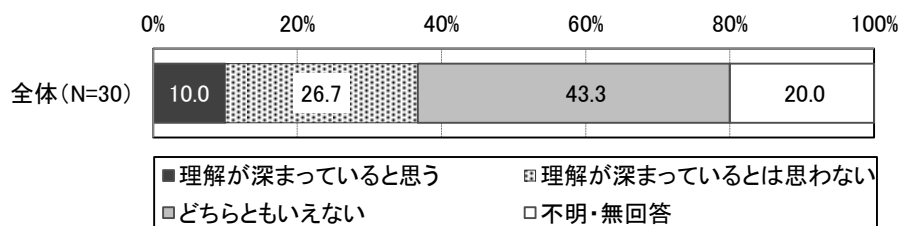
- 18歳以上対象調査では、障がいのある人に対する差別や偏見については、「ほとんど感じたことはない」が36.4%と最も高く、次いで「ときどき感じる」が23.1%となっています。手帳種別でみると、[身体]では、「ほとんど感じたことはない」が43.4%と他の手帳所持者よりも高くなっている一方で、[療育]および[精神]では、「よく感じる」がそれぞれ21.6%、13.3%と全体よりも高くなっています。
- 18歳以上対象調査では、障がいのある人や障がいに対する理解が深まっているかについては、「どちらともいえない」が40.1%と最も高く、次いで「理解が深まってきていると思う」が32.4%となっています。18歳未満対象調査では、「どちらともいえない」が43.3%と最も高く、次いで「理解が深まっているとは思わない」が26.7%となっています。

- 療育、精神において、差別や偏見を感じている人が多く、地域との交流等によるお互いを理解する機会の確保が必要
- 障がいに対する周囲の人の理解が深まっているとは思わない障がい児や家族の方が多く障がいのない児童や教員に向けた啓発や理解の促進が重要

●日常生活における差別や偏見の意識（18歳以上対象調査）



●周囲の人の「障がい」や「障がいのある人」への理解（18歳未満対象調査）



③生活環境について

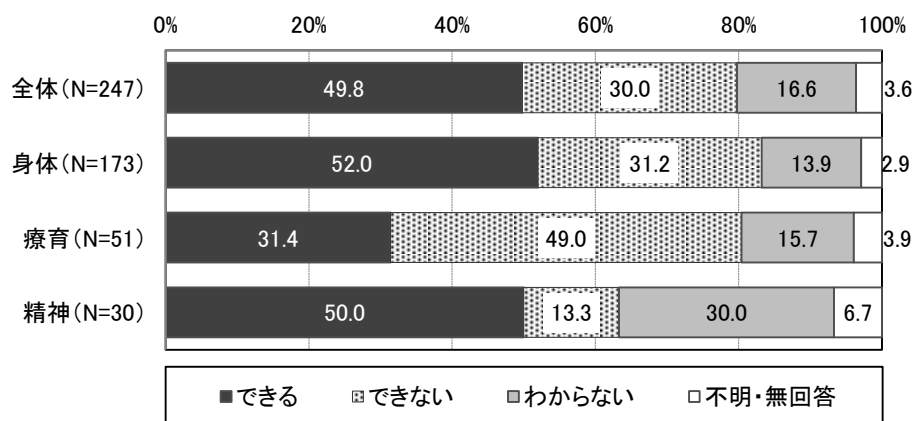
アンケート調査結果

- 18 歳以上対象調査では、災害時に一人で避難できるかについて、「できる」が 49.8%、「できない」が 30.0%となっています。手帳種別で見ると、[身体]および[精神]では「できる」が 5 割程度となっていますが、[療育]では 3 割程度となっています。18 歳未満対象調査では、「できない」が 66.7%、「できる」が 6.7%となっています。
- ▲ 災害時に困ることについて、18 歳以上対象調査では、「特に困ることはない」を除くと、「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠い等）」が 23.9%と最も高く、次いで「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」が 20.6%、「福祉避難所^{※21}が利用できるかどうかわからない」が 17.4%と高くなっています。18 歳未満対象調査では、「避難場所を知らない」が 50.0%、「福祉避難所が利用できるかどうかわからない」が 33.3%、「近所に頼れる人がいない」が 30.0%、「避難場所まで行けない（坂や階段がある、避難場所が遠い等）」が 26.7%と高くなっています。
- ▲ 18 歳以上対象調査では、外出する時に困ることについて、「公共交通機関が少ない（ない）」が 32.8%と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が 26.3%、「外出先の建物の設備が不便（階段、トイレ、案内表示等）」が 20.2%となっています。18 歳未満対象調査では、「公共交通機関が少ない（ない）」「困った時にどうすればいいのか不安」がそれぞれ 43.3%と最も高く、次いで「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」が 30.0%となっています。

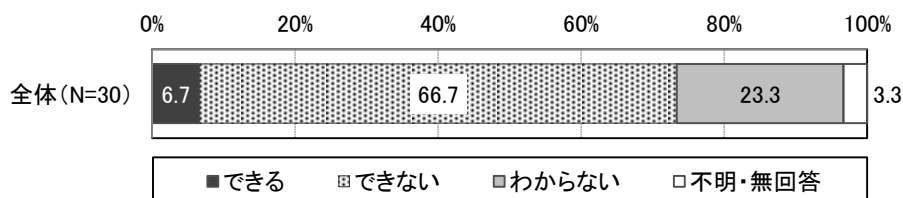
- 災害等の非常時に対応できるよう、防災意識の向上や避難行動要支援者の登録促進、地域での見守り体制の充実が必要
- 外出支援の充実や交通環境の整備等、外出しやすい環境の整備に努め、障がいのある人の社会参加を促進していくことが重要

※21 福祉避難所：災害時に高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病人等、一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。

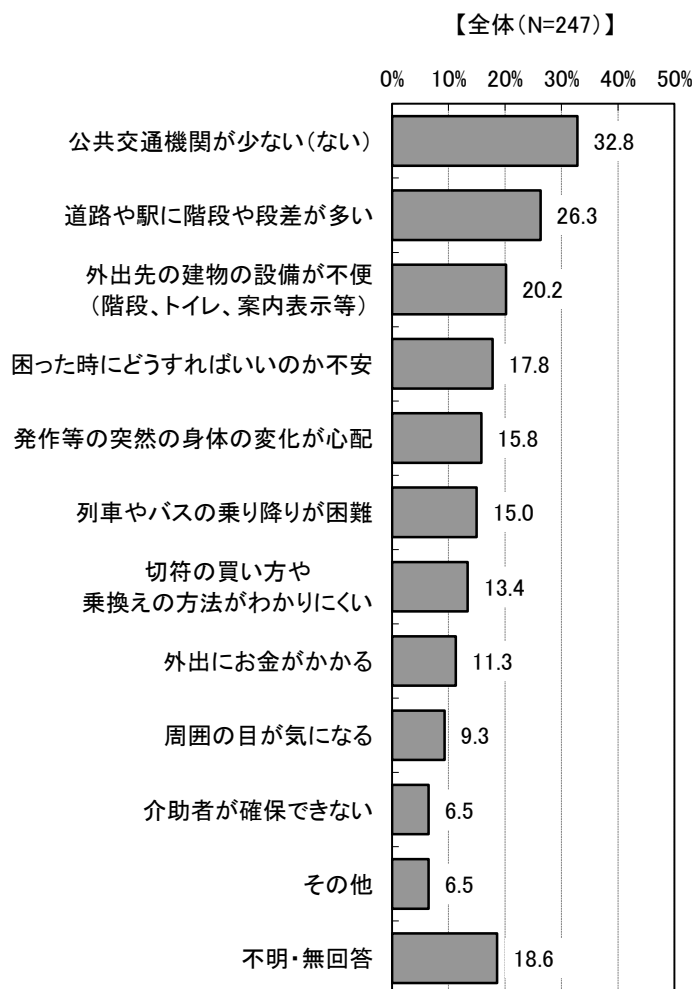
●災害時に一人で避難できるか（18歳以上対象調査）



●災害時に一人で避難できるか（18歳未満対象調査）



▲外出時に困ること（18歳以上対象調査）

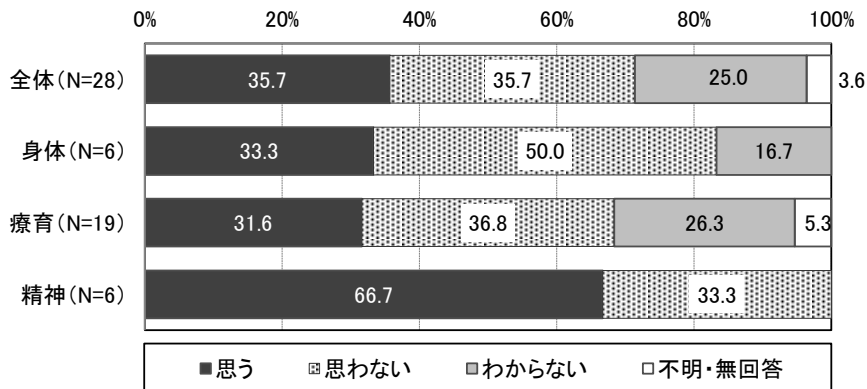


④障がいのある人の雇用・就労について

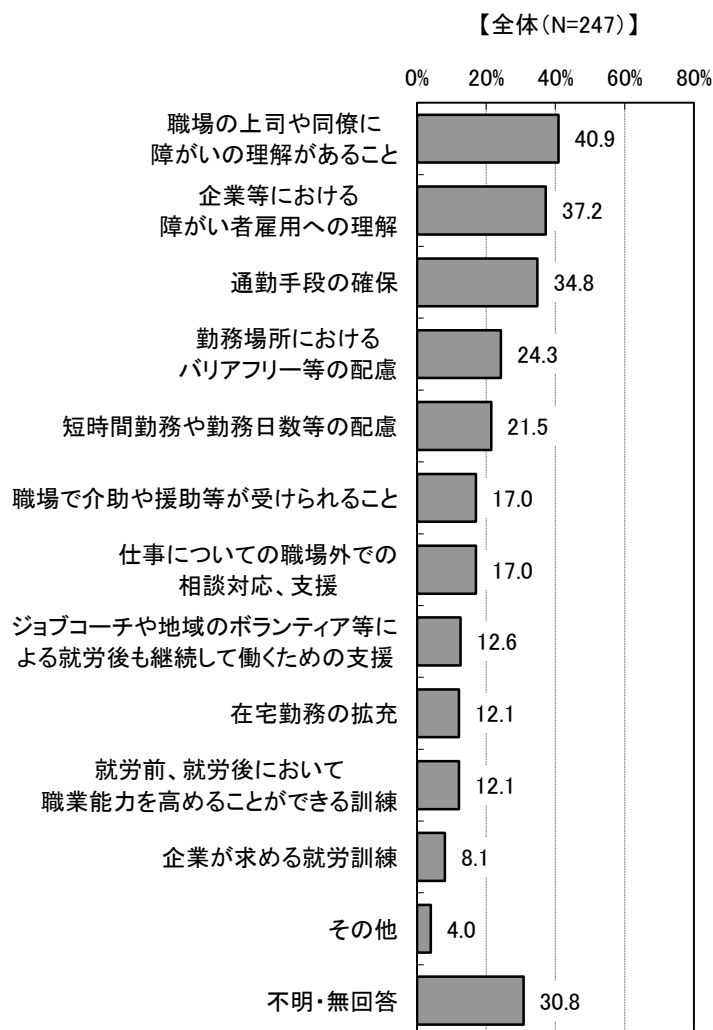
アンケート調査結果	<p>▲ 障がいのある人への就労支援で必要なことについては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 40.9%と最も高く、次いで「企業等における障がい者雇用への理解」が 37.2%、「通勤手段の確保」が 34.8%と高くなっています。</p> <p>● 作業所等で福祉的就労をしている方の一般就労への意向については、手帳種別でみると、[精神]では「一般就労をしたいと思う」が 66.7%と高くなっているものの、[身体]と[療育]では、「一般就労をしたいと思わない」がそれぞれ 50.0%、36.8%と高くなっています。</p> <p>▲ 将来の生活に対する希望については、18歳未満対象調査では、「障がいの特性に合った仕事がしたい」が 26.7%と最も高く、次いで「どんな職業でもいいから働きたい」「わからない」がそれぞれ 20.0%と高くなっています。</p>
-----------	---

- 障がいのある人の一般就労に対する意欲の向上が必要
- 障がいのある人の雇用・就労を支援するサービスの充実が必要
- 障がいのある人の受け入れ体制の整備や従業員の理解促進等、企業側での配慮が必要

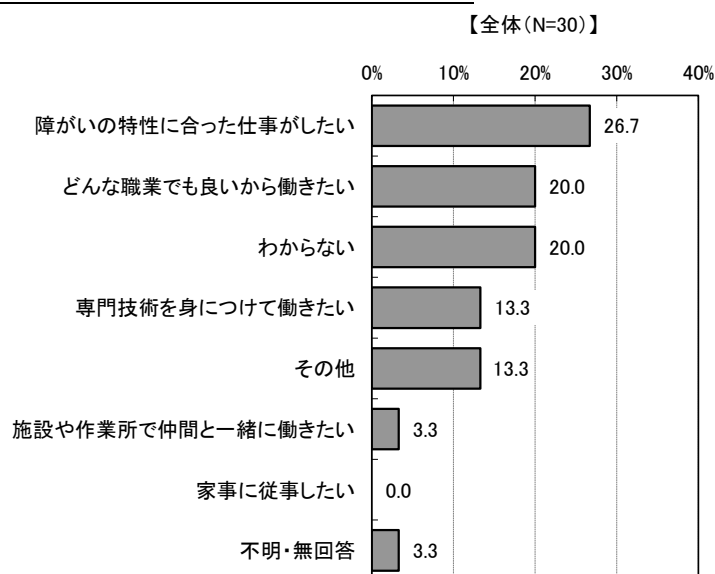
●一般就労をしたいと思うか（作業所等の福祉的就労をされている方）（18歳以上対象調査）



▲障がいのある人への就労支援として必要だと思うこと（18歳以上対象調査）



▲将来の生活に対する希望（18歳未満対象調査）



※22 地域活動支援センター：創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

⑤障害福祉サービスについて

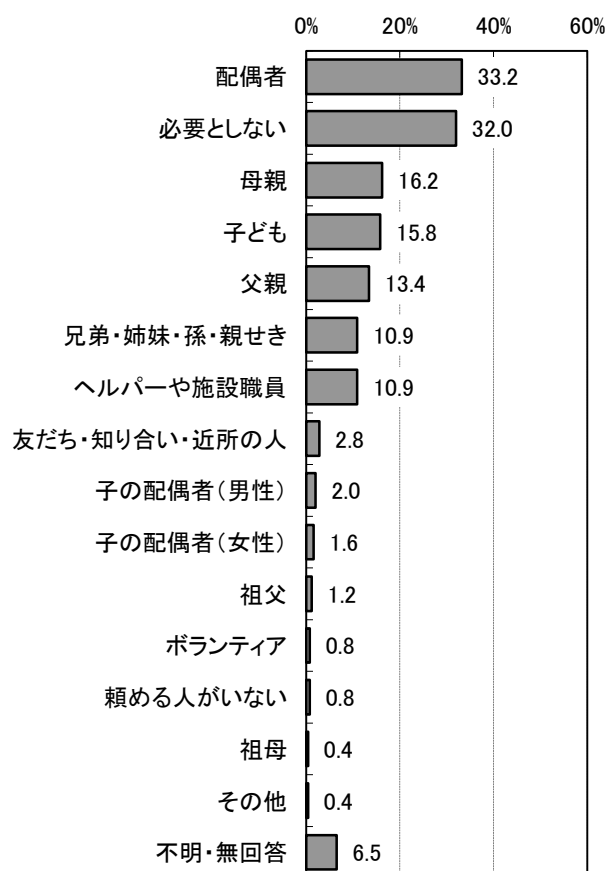
アンケート調査結果

- ▲ 日常生活における介助者について、18歳以上対象調査では、「配偶者」が33.2%と最も高く、次いで「必要としない」が32.0%、「母親」が16.2%、「子ども」が15.8%となっています。18歳未満対象調査では、「母親」が90.0%と最も高く、次いで「父親」が46.7%、「兄弟・姉妹・孫・親せき」が30.0%となっています。
- ▲ 悩みごとを相談する相手について、18歳以上対象調査では、「家族・親せき」が76.9%と最も高く、次いで「病院の医師等」が31.6%、「友だち・知り合い」が28.3%となっています。手帳種別でみると、[療育]において「サービスを受けている所（施設、作業所、事業所）の職員」が41.2%となっており、[身体]および[精神]よりも高くなっています。18歳未満対象調査では、「家族・親せき」が83.3%と最も高く、次いで「保育所（園）・幼稚園・学校の先生」が40.0%、「友だち・知り合い」が20.0%となっています。
- ▲ 18歳以上対象調査では、現在利用しているサービスについて、[身体]において、「通所施設等で行う日常生活の介助（生活介護）」（5.8%）、「通所施設等で行う社会生活ができるための訓練（自立訓練）」（5.2%）、[療育]においては、「サービスを利用するための相談」（23.5%）、「通所施設等で行う日常生活の介助（生活介護）」（19.6%）、[精神]においては、「通所施設等で行う就労や就労のための訓練（就労支援）」（13.3%）、「地域活動支援センター※22（小規模作業所を含む）」（13.3%）がそれぞれ高くなっています。18歳未満対象調査では、「サービスを利用するための相談」（43.3%）、「放課後等デイサービス」（36.7%）が高くなっています。
- ▲ 今後利用したいサービスについては、[身体]では、「サービスを利用するための相談」（27.7%）、「移動支援（外出のときの支援）」（24.3%）、「ホームヘルプ（自宅での日常生活上の支援）」（20.8%）、[療育]では、「短期入所（数日間泊まれる施設等）」（23.5%）、「サービスを利用するための相談」（21.6%）、[精神]では、「ホームヘルプ（自宅での日常生活上の支援）」（20.0%）、「移動支援（外出のときの支援）」（20.0%）、「サービスを利用するための相談」（20.0%）がそれぞれ高くなっています。18歳未満対象調査では、「通所施設等で行う社会生活ができるための訓練（自立訓練）」（36.7%）、「通所施設等で行う就労や就労のための訓練（就労支援）」（33.3%）がそれぞれ高くなっています。

- 家族以外の専門的な相談ができる相談窓口の充実が必要
- 緊急時やレスパイトケア、親亡き後に向けた生活の場として、短期入所等の一時的な預かりが可能なサービスの充実が必要
- 障がいのある人の自立や就労に関するサービスの充実が必要

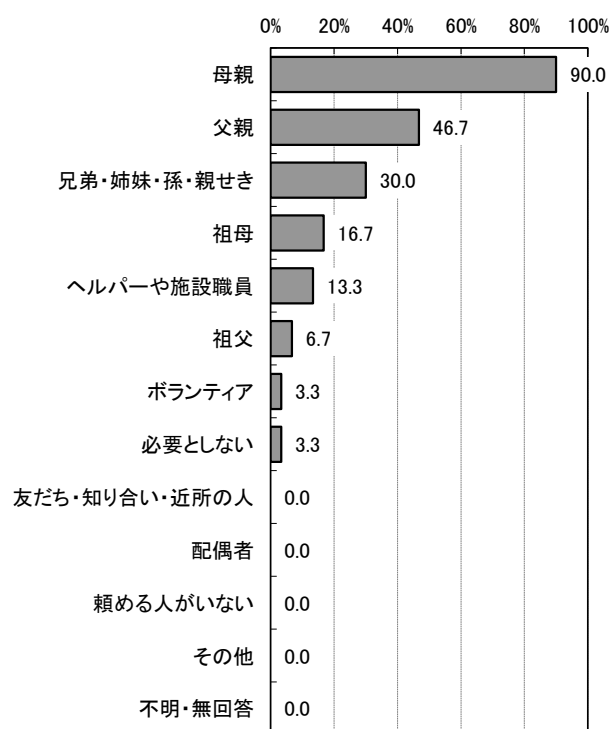
▲日常生活における介助者（18歳以上対象調査）

【全体(N=247)】



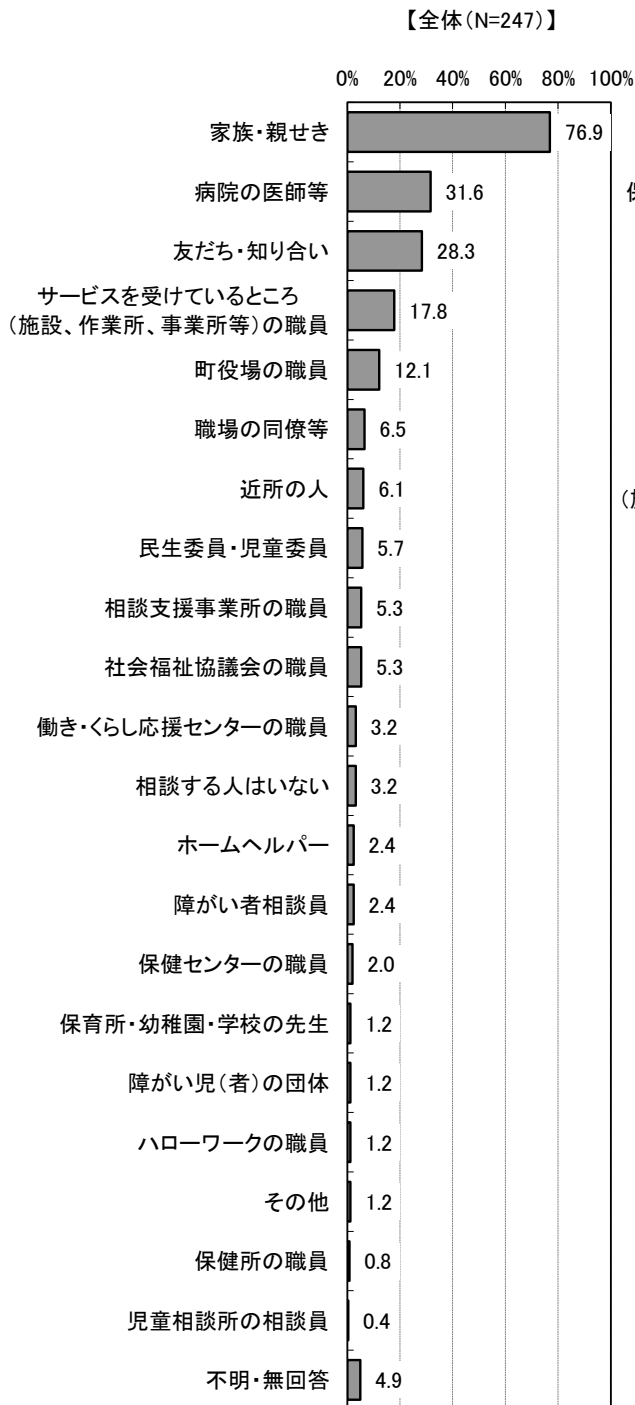
▲日常生活における介助者（18歳未満対象調査）

【全体(N=30)】



▲主な相談相手（18歳以上対象調査）

▲主な相談相手（18歳未満対象調査）



⑥障がい児への支援

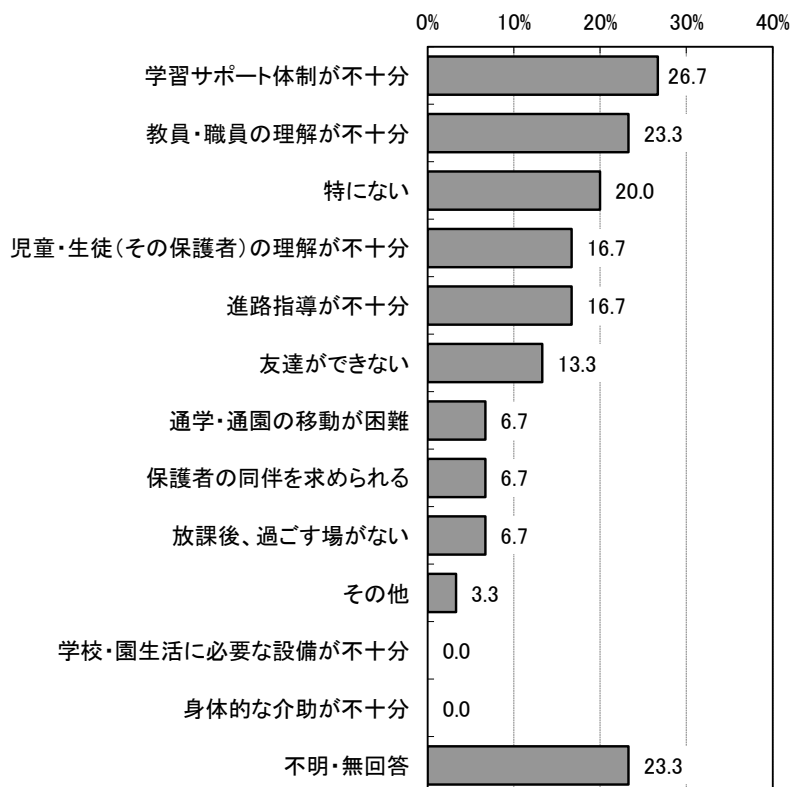
アンケート調査結果

- ▲ 障がい児やその家族が求める療育^{※23}・保育に関する支援については、「日常のスキルを身につけるサポートをしてくれるところ」(50.0%)、「進路選択に関する相談機関」(43.3%)、「学習をサポートしてくれるところ」「社会的なスキルを教えてくれる機関」(ともに 36.7%) が高くなっています。
- ▲ 障がいのある児童・生徒が学校生活を送る上での問題点については、「学習サポート体制が不十分」(26.7%)、「教員・職員の理解が不十分」(23.3%) が高くなっています。
- ▲ 保育や教育について今後必要だと思うことについては、「障がいの特性に応じた配慮をしてほしい」(26.7%)、「進路指導をしっかりしてほしい」「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスを増やしてほしい」(ともに 16.7%) が高くなっています。

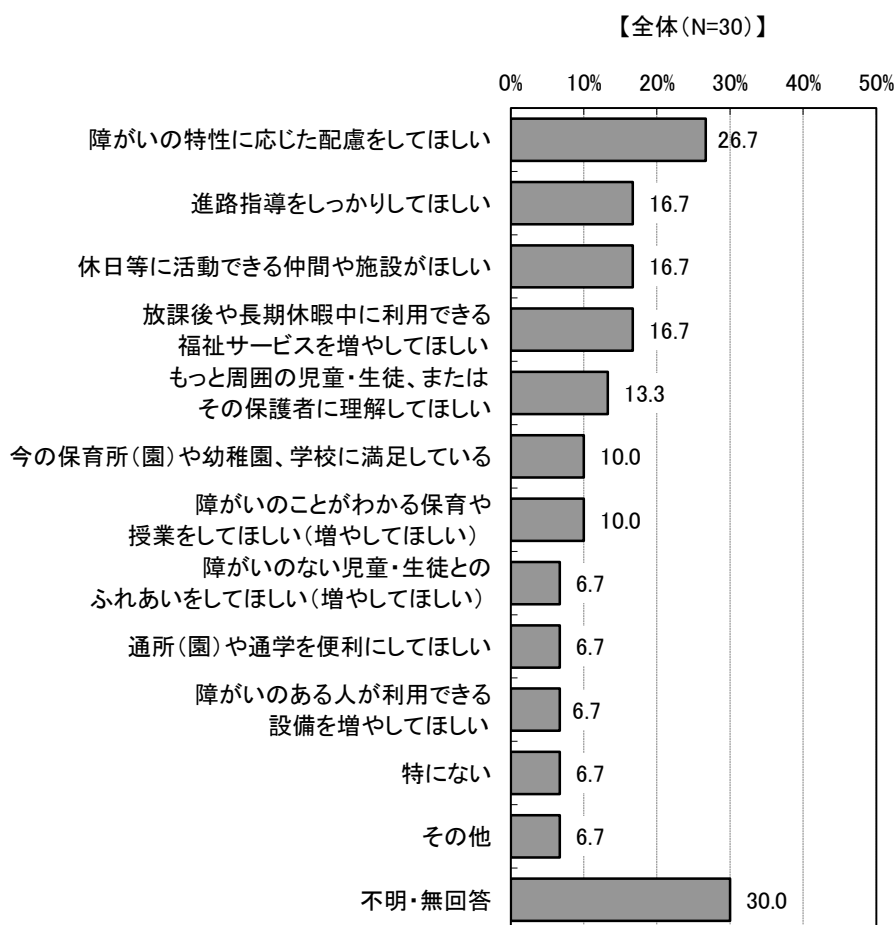
- 障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた学習支援の充実が必要。
- 障がいのある児童・生徒や障がいについて、教職員、障がいのない児童・生徒や保護者の理解を深めるための取り組みの充実が必要。

▲学校生活を送る上での問題点 (18歳未満対象調査)

【全体(N=30)】



▲保育や教育について今後必要だと思うこと（18歳未満対象調査）



※23 療育：障がい児およびその家族、障がいに関し心配のある方等を対象として、障がいの早期発見・早期治療または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 愛荘町の障がい者施策が目指す姿（基本理念）

心ふれ愛・いきいきと安心して暮らせる元気なまち

- 少子・高齢社会になった現在、経済効率中心の社会から、障がいのある人や高齢者等にやさしい福祉社会が求められ、住み慣れた地域で自立して暮らすことができる環境づくりが一層求められています。
- 「ノーマライゼーション^{※24}」と「リハビリテーション^{※25}」の理念に基づき、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら生活し、障がいのある人の「完全参加と平等」が実現できる社会を目指します。
- 「ユニバーサルデザイン^{※26}」の考え方を施策推進の基本とし、障がいのある人もない人も、若者も高齢者も、男性も女性も、外国の人も、すべての人が暮らしやすいような、人づくり、まちづくりを進めます。
- 障がいのある人一人ひとりの困りごとに合わせた「合理的配慮」の提供、障がいを理由とした不当な差別の解消を推進します。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての町民が地域社会の中でともに支え合いながら暮らすことができ、その一方で、ニーズに応じた生活支援が包括的に享受できる社会環境の整備と、障がいのある人自身が自ら積極的に社会参加し、いきいきと自立した生活をサポートするまちづくりを目指した本町の将来像である「心ふれ愛・いきいきと安心して暮らせる元気なまち」を基本理念として障がい者施策を推進します。

※24 ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も地域でともに生活している状態こそが自然であるという考えのもと、障がいの有無にかかわらず、地域においてごく普通の生活をしていけるような社会をつくっていくこと。

※25 リハビリテーション：心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。

※26 ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や、年齢・性別・文化・言語・国籍の違い等にかかわらず、さまざまな違いを超えて考慮し、多様な人々が利用しやすいように計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

2. 計画の基本目標

本計画では、「心ふれ愛・いきいきと安心して暮らせる元気なまち」という基本理念の実現を目指して、以下の6つの基本目標を柱に、障がいのある人の自立および社会参加の支援に向けた施策を総合的かつ計画的に実施します。

- 基本目標1 地域で自立して生活できるまちづくり
- 基本目標2 安心して暮らすことができるまちづくり
- 基本目標3 心通う、助け合いのまちづくり
- 基本目標4 安全に暮らすことができるまちづくり
- 基本目標5 元気とうるおいのあるまちづくり
- 基本目標6 合理的配慮を推進するまちづくり

基本目標1 地域で自立して生活できるまちづくり

障がいのある人が地域社会の一員として誇りを持ち、安心して暮らしていくことができるよう、在宅福祉サービスを質・量ともに充実させ、障がいのある児童・生徒一人ひとりの個性を尊重した療育・保育・教育の充実や、日中活動支援を推進します。また、地域で自立した生活ができるまちづくりを進めます。

施策体系

基本目標1 地域で自立して生活できるまちづくり
(1) 在宅福祉サービスの充実
(2) 居住支援の充実
(3) 相談体制の充実
(4) 学校・家庭・地域における福祉教育 ^{※27} の推進
(5) 療育・保育・教育における支援体制の充実
(6) 学校教育の充実

^{※27} 福祉教育：学校の児童・生徒に限らず、地域住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

基本目標2 安心して暮らすことができるまちづくり

町民が障がいのある人と障がいに対する正しい理解を得られるよう、あらゆる機会を通じて啓発を推進します。また、障がいの予防、早期発見・治療のための体制を確立するとともに、心の健康の保持・増進、精神疾患への理解を図ります。そして、地域で生活をする障がいのある人に対して適切な支援を行えるよう、保健・医療・福祉のネットワークの構築を図り、安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策体系

基本目標2 安心して暮らすことができるまちづくり
(1) 心のバリアフリーの推進
(2) 権利擁護の推進
(3) 保健・医療の充実等

基本目標3 心通う、助け合いのまちづくり

ボランティア活動や地域交流の中で心通う助け合いを推進し、町民と障がいのある人との交流を深めることによって、障がいのある人を含めたすべての町民にとって住みよいまちづくりを進めます。

施策体系

基本目標3 心通う、助け合いのまちづくり
(1) 交流・ふれあいの場の充実
(2) ボランティア活動等への支援
(3) 地域で支える基盤づくり

基本目標4 安全に暮らすことができるまちづくり

障がいのある人が気軽に外出できるよう、まちのバリアフリー化を進めるとともに、移動や外出支援の充実を図ります。また、地域での自主的な防犯・防災活動の支援を進めるとともに、緊急時の避難場所や避難体制の整備を図り、安全に暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策体系

基本目標4 安全に暮らすことができるまちづくり
(1) 福祉のまちづくりの推進
(2) 移動条件の整備
(3) 防災対策の推進
(4) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止および被害からの救済

基本目標5 元気とうるおいのあるまちづくり

障がいのある人が社会の一員として、主体的に社会活動に参加できるよう、情報提供を充実させるとともに、就業や文化芸術活動等自らの生活スタイルを自主的に選択し、個性豊かに自立した生活を送ることができる、元気とうるおいのあるまちづくりを進めます。

施策体系

基本目標5 元気とうるおいのあるまちづくり
(1) 就労支援および多様な就業の機会の確保
(2) 障がいの特性に応じた就労支援および多様な就業の機会の確保
(3) 生涯学習、文化・芸術活動、スポーツ等の振興
(4) 情報の利用しやすさの向上

基本目標6 合理的配慮を推進するまちづくり

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、障害者差別解消法に基づき、町職員等の障がいのある人への理解や合理的配慮を促進するとともに、難病患者等に適切な障害福祉サービスを提供できるよう、医療機関との連携を進めます。

施策体系

基本目標6 合理的配慮を推進するまちづくり
(1) 行政機関等における合理的配慮および障がいのある人に対する理解の促進等

第4章 施策の展開

基本目標 1

地域で自立して生活できるまちづくり

現 状

- 民間の障害福祉サービス事業所等の拡大等もあり、障害福祉サービスの利用人数および利用量は増加しており、短期入所は緊急時の利用が困難な状況となっています。
- 経済的支援については、県の制度等も活用しながら、国の制度を補完する事業の実施や国制度も含めて各種手当の支給等に努めています。
- 湖東圏域（1市4町）でつくる湖東地域障害者自立支援協議会^{※28}において、相談支援事業所の中核となる基幹相談支援センターを「彦愛犬地域障害者生活支援センター ステップアップ 21」内に設置し、相談支援体制の充実を図っています。
- 本町の相談員制度については、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員を設置し、障がい者相談支援員体制の充実を図っています。
- 町内の小中学校において、障がいのある人に対する理解教育を実施しています。
- 心身の発達に支援を必要とする乳幼児から概ね18歳までの児童、およびその家族ならびに関係者に対し、幼児・児童・生徒の発達面・教育面・生活面の支援を総合的かつ継続的に行えるよう、専門的な指導および相談・助言を行っています。
- 保育所では障がい者支援施設等と交流を図り、障がいの理解に努めています。

主な課題

- 地域移行や地域定着に対する支援を身近な地域で受けることのできる体制を整備する必要があります。
- 地域での生活の場となるグループホームについては、親亡き後の地域生活の安心の確保に向けた充実が求められています。
- 困難ケースへの対応を含めた事業所間の調整や事業所に対する指導・助言を行う等、相談支援機能の充実を図ることが必要です。
- 福祉教育等を通じて、障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域の保健、医療、福祉が一体となった支援の仕組みづくりが求められています。
- 障がいのある人やその家族に対し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等、多様な分野にわたる支援が必要です。

^{※28} 障害者自立支援協議会：障がい福祉にかかわる多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

(1) 在宅福祉サービスの充実

施策	施策の概要
訪問系サービスの充実	○障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスの充実を図ります。
日中活動の場の確保と支援	○障がいのある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、さまざまなニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的なケアや常時介護が必要な重度障がいがある人およびその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。
短期入所の充実	○障がいのある人やその家族のニーズに対応できる短期入所の充実を図ります。また、医療機関や介護保険施設等との連携を図り、緊急時の受け入れ可能施設の充実を図ります。
地域生活支援拠点の整備の検討	○障がいのある人が地域において安心して生活し続けられるよう、地域生活支援拠点等の整備を検討します。
高齢で障がいのある人への生活支援	○町地域包括支援センター等と連携し、介護保険制度の対象となる人の多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。
日中一時支援およびその他の日常生活支援の充実	○障害福祉サービス事業所等で、見守りや一時預かり等を行い、日中の生活を支援します。特に 18 歳以上が利用する日中一時支援事業所が町内において事業展開を促進します。 ○安心して地域生活を送れる環境を確保するために、入院等、緊急的な対応が必要な場合において、一時的な緊急対応を行い、安定した生活へつなげられるよう湖東圏域（1市4町）で取り組んでいるセーフティーネット事業の充実に努めます。 ○障がいのある人の地域移行を推進するため、県による公営住宅等の利用促進策である「滋賀県あんしん賃貸支援事業」制度の周知に努めます。
移動支援の充実	○移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加の推進を図ります。
補装具、日常生活用具等の給付	○補装具 ^{※29} の給付や日常生活用具の給付を引き続き実施します。
福祉人材の確保・定着	○福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、ハローワーク等の関係機関と連携した取り組みを推進します。 ○障害福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、滋賀県と連携して障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成に努めるとともに、事業所が自主的に業務の向上を図ることのできる環境づくりを強化します。

※29 補装具：身体機能を補完、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。

(2) 居住支援の充実

施策	施策の概要
居住系サービスの確保	○障がいのある人の地域生活を支援するため、障がい者支援施設、グループホーム、福祉ホーム等の居住支援サービスの充実を図ります。
居住の支援	○入所施設や精神科病院からの地域移行支援事業として、個別給付を実施します。障がいのある人が地域に円滑に移行し、地域生活を継続できるよう、引き続き居住支援に取り組みます。

(3) 相談体制の充実

施策	施策の概要
障がいのある人に対する相談支援事業の充実	○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業所における相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者との連絡調整を強化し、障がいのある人に対する相談支援の充実を図ります。 ○必要に応じて複数のサービスを適切に結びつける等、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、利用者本位の視点に十分配慮した「サービス等利用計画」の作成を行い、障がいのある人のサービス利用を支援します。
専門相談機関との連携	○「彦愛犬地域障害者生活支援センター ステップアップ 21」、「地域生活支援センター まな」等の地域相談支援事業所や、「働き・暮らしコト支援センター」との連絡調整を積極的に行います。また、専門性の高い相談や困難なケースについては、必要に応じて湖東地域障害者自立支援協議会で検討して、障がいに応じた関係機関の連携による発達支援の充実を図ります。 ○計画相談員との連携を強化し、きめ細かくサポートを行います。 ○圏域に1か所ある基幹相談支援センターとの連携を充実させます。
権利擁護制度の周知	○意思決定の困難な障がいのある人が、財産管理や在宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度の利用促進と制度の周知を図ります。 ○町社会福祉協議会が実施している地域福祉権利擁護事業 ^{※30} の周知を図ります。
難病患者およびその家族への相談支援	○難病患者およびその家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るために、要支援難病患者等に対して必要な相談を行います。

※30 地域福祉権利擁護事業：認知症高齢者や知的障がいのある人・精神障がいのある人等判断能力の不十分な人が地域で安心して自立生活が営めるよう福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的とする事業。

(4) 学校・家庭・地域における福祉教育の推進

施策	施策の概要
生涯学習による福祉のこころの推進	○「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるという生涯学習の基本的な考え方に基づき、多様な学習メニューの提供に努めます。また、障がいや人権に対する町民の理解を促進するための講演会の実施、自治会懇談会での学習会等を通じ、研修および啓発を推進し、福祉のこころを普及します。
幼児教育・学校教育における福祉のこころの普及	○子ども達が人権や社会福祉に関心を持ち、自分で考え行動できる力を養うために、小中学校の通常学級と特別支援学級 ^{※31} との交流や児童・生徒の障がい者施設訪問による体験交流を進めます。また、車いす体験等を通じて、障がい者問題をより身近に考えられるよう幼児教育、学校教育等で一貫した福祉のこころの普及を推進します。

(5) 療育・保育・教育における支援体制の充実

施策	施策の概要
早期発見・療育体制の充実	○心身の発達に支援を必要とする子どもの早期療育体制の充実とともに、保護者の精神的な支援等を行える相談支援体制や各種事業の充実に努めます。また、愛犬つくし教室での療育事業の充実に図り、障がい児相談支援事業所との連携を図ります。
保育所・幼稚園の受け入れの充実	○障がいのある乳幼児を受け入れるために、必要に応じて町立保育所や幼稚園の施設、設備等保育環境の改修時をとらえ、随時改善を図ります。 ○保育士や幼稚園教諭等の加配職員の配置等により、障がいのある乳幼児の受け入れ体制の充実に努めます。 ○さまざまな障がいの状態や特性に対応するため、障がいのある乳幼児の実態に応じた個別指導計画に基づき、教育・保育を進めます。 ○保育所や幼稚園で受け入れた障がいのある乳幼児については、適切な教育・保育や指導が行えるよう、関係機関との連携に努めます。

※31 特別支援学級：知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい等の障がいのある児童・生徒のために、小中学校に設置された学級。

施策	施策の概要
保育士・幼稚園教諭研修の充実	○障がいの特性に応じた保育・教育ができるよう、保育士・幼稚園教諭に対する研修の充実に努めます。
関連機関との連携強化	○児童発達支援センター、子ども家庭相談センター等の関連機関との連携を強化し、早い段階から、障がい児に必要な保育・指導が受けられるような体制を整備します。
相談機能の充実	○発達の遅れや保護者の育児不安に関する相談に対して、適切な助言・指導を行える相談機能の体制整備に努めます。 ○生活支援・教育支援等を一元的にとぎれのないものとするため、サポートファイルの活用、発達相談やカウンセリングの実施等に努めます。

(6) 学校教育の充実

施策	施策の概要
教育相談・指導の充実	○教育相談・指導にかかわる教職員の研究・研修の充実に努めるとともに、障がいのある児童・生徒に対する専門的な相談・指導機関との連携を強化する等、教育相談・指導内容の質の向上に努めます。
進路指導の充実	○一人ひとりの児童・生徒の能力と意向に応じた適切な進路を保障するため、個別の指導計画を作成するとともに、関連機関との連携を図りながら進路指導の充実に努めます。
交流教育の推進	○障がいのある児童・生徒と、障がいのない児童・生徒との交流・体験学習の機会の充実に努めます。
教職員研修の充実	○障がいのある児童・生徒の就学にあたっては、専門家（教育学・医学・心理学等）の意見を聴取し、情報提供を充実させるために、特別支援学級を担当する教職員の研修会、交流会の実施により教職員研修の充実に努めます。
教育環境の整備	○障がいのある児童・生徒、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材を提供するとともに、情報通信技術（ICT）の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。
放課後等の支援の実施	○居場所づくりや健全育成の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービス等の日中の支援が必要な障がいのある児童・生徒を対象としたサービスの充実に努めます。 ○放課後児童健全育成事業（学童）においても、障害児受入推進事業を実施します。
特別な支援を必要とする子どもへの支援の提供体制の充実	○特別な支援を必要とする子どもに対し、適切な時期に児童発達支援が利用できるよう、提供体制の充実に努めます。 ○教職員が適切な発達支援ができるよう、提供体制の充実に努めます。

基本目標 2

安心して暮らすことができるまちづくり

現 状

- 町ホームページや広報紙等の情報媒体を活用するとともに、「障害者週間」を契機とした啓発活動等により障がいの理解の促進に努めています。
- 相談支援体制の強化に取り組む中で、権利擁護の利用が増加しており、権利擁護支援・成年後見制度のさらなる充実が求められています。
- 疾病等の予防と早期発見を図るための施策については、生活習慣の改善や疾病予防に重点を置いた施策を推進しています。

主な課題

- 障がいのある人に対する理解を深め、相互の交流や町民同士のつながりが構築されるよう、障害のある人や障がいに関する周知・啓発に努める必要があります。
- 「障害者虐待防止法」に基づき、未然防止や早期発見・早期対応に向けた取り組みの充実が必要です。
- 「親亡き後」でも障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、成年後見制度のさらなる普及・促進が必要です。
- 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域の保健、医療、福祉が一体となった支援の仕組みづくりが求められています。

(1) 心のバリアフリーの推進

施策	施策の概要
障害者差別解消への取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none">○ 「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発に努めます。○ 「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組めます。○ 雇用の分野における障がいのある人に対する差別的取り扱いの禁止等を定めた「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、周知・啓発に努めます。○ 精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいのある人、難病患者等の特性や必要な配慮に対する町民の理解に努めます。○ 湖東圏域で差別解消への研修会を開催できるよう、湖東地域障害者自立支援協議会等での協議を進めます。開催にあたっては広報紙等で周知を図り、多くの参加を呼びかけます。

施策	施策の概要
人権啓発の推進	○障がいに対する町民の理解を深めるために、「愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画」に沿って、人権尊重を基本とした地域づくりに努めます。
広報「あいしょう」の充実	○「心ふれ愛・いきいきと安心して暮らせる元気なまち」を目指した啓発、障がいのある人に関連する情報を充実します。
「障害者の日」の周知	○広報により、12月9日の「障害者の日」の周知を図るとともに、子どもから高齢者までが障がいについて考える日として普及を図ります。
啓発パンフレットの配布	○国・県等の啓発パンフレットを町内主要施設の情報コーナーで配布する等、有効活用を図ります。

(2) 権利擁護の推進

施策	施策の概要
権利擁護事業の推進	○判断能力が十分ではない人が、地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護にかかわる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う地域福祉権利擁護事業を、町社会福祉協議会とともに推進します。
成年後見制度の利用促進	○意思決定の困難な障がいのある人が、財産管理や在宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度等の利用支援を行います。 ○法人後見事業を実施する団体への支援等を検討します。
障がい者虐待への対応	○障がい者虐待にかかわる相談窓口の体制の充実を図ります。 ○障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、擁護者への指導・助言、虐待防止に関する情報を周知し、町障がい者虐待防止ネットワーク会議とともに迅速な対応を図ります。 ○湖東圏域で設置している虐待等対応のためのシェルターを活用し、緊急性の高い虐待を受けた際や突発的に住まいが必要になった際等への対応を図ります。 ○児童に対する虐待への対応については、児童虐待要保護児童対策地域協議会への連携を図ります。

(3) 保健・医療の充実等

施策	施策の概要
健康づくりの普及啓発	○各種健康教育等の充実を図り、生活習慣病の予防や健康増進、こころの健康づくり等健康に関する意識の普及啓発に努め、障がいの原因となる疾病の予防に取り組みます。
公的医療助成制度の実施	○自立支援医療をはじめ、重度の心身障がいのある人に対する医療扶助等、障がいのある人が安心して適切な医療を受けることができるよう、公的医療制度の適切な運用を図ります。
医療サービスの充実	○専門的な医療を必要とする人に適切に対応するため、専門医の把握等に努めるとともに、医療機関や訪問看護ステーション ^{※32} 等と連携します。 ○市民が住み慣れた地域の中で安心して医療を受けることができるようにするため、かかりつけ医を持つ人が増えるよう進めます。
リハビリテーション体制の充実	○「彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター」にある「湖東地域リハビリ推進センター」を活用して、障がいにより身体の機能が低下している人を対象として、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための支援を行います。また、介護保険制度との連携を図りつつ、加齢に伴い身体機能の低下によって、リハビリテーションが必要な人への対応の充実に努めます。
湖東圏域発達支援外来の開設	○発達に支援を要する子どもやその保護者が、身近な地域で専門的治療や指導を受けられるよう、湖東圏域での発達支援外来の開設について、近隣市町と連携して取り組みます。
精神障がいのある人の相談支援体制の整備	○精神障がいのある人は地域から孤立しがちであるため、日頃から相談しやすい体制を整備し、適切なサービスにつながるよう支援します。

※32 訪問看護ステーション：自宅で療養する人に対して訪問看護を行う目的で運営される事業所。看護師・保健師・助産師・理学療法士等が所属し、医師や関係機関と連携して在宅ケアを行う。

基本目標3

心通う、助け合いのまちづくり

現 状

- 町社会福祉協議会では、ボランティアの育成等を実施しています。
- 地域では、さまざまな交流や活動、情報交換の機会を通じて、障がいのある人やその家族の暮らしを支える仕組みづくりが行われています。

主な課題

- 障がい福祉制度だけではとらえきれない、日常生活の困りごと等を支援するために、障がいのある人への支援の担い手を確保していく必要があります。
- 身近な地域の中で見守りや支援を行うことができる、地域主体の体制づくりが必要です。
- 障害福祉サービス事業所を含む地域資源を活用した、切れ目のない支援体制の構築が必要です。

(1) 交流・ふれあいの場の充実

施策	施策の概要
イベントの充実	○各種イベントについては、子どもから高齢者までだれもが楽しめるように、企画の段階から障がいのある人の参加を促進します。また、障がい者用駐車場の整備等、障がいのある人に配慮した会場づくりに努め、だれもが一緒に楽しめるものとしします。
障がい者施設との交流の促進	○障がい者施設へのボランティア活動、施設における行事への町民の参加を呼びかける等、交流を促進します。
障がい者ふれあいサロンの実施	○障がいのある人と町民との交流を活発にし、地域における日常的なかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、障がい者ふれあいサロン等の実施を検討します。

(2) ボランティア活動等への支援

施策	施策の概要
福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ○町社会福祉協議会が主催するボランティア育成のための研修会や講座を通じ、障がい者福祉にかかわる町民の増加を図ります。 ○福祉・介護の資格や仕事への理解・関心を高めるために、滋賀県や公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化して周知にあたります。 ○町社会福祉協議会とともに災害時のボランティア活動の体制づくりを行います。
障がい者福祉団体 援護事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者団体や福祉サービス事業者等が主体となって実施する事業を支援するとともに、各団体間の相互のネットワーク化を支援します。 ○NPO^{※33}法人えち福祉のひとづくり実行委員会による講座において実施しているヘルパー養成講座に対して、リハビリ専門職を講師として派遣します。

(3) 地域で支える基盤づくり

施策	施策の概要
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○町内には障がい者福祉施設だけでなく、各種福祉施設、教育関係施設等さまざまな公共的施設があり、関係機関の連携・調整により、できる限り既存の資源を障がい者福祉の資源として活用していきます。 ○施設だけでなく、専門的な資格や知識・経験を有している町民の活用等、地域の人材の確保にも努めます。
地域の見守り・ 支え合い活動の 活発化	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り・支え合いが必要な障がいのある人に対して、町民をはじめ、民生委員児童委員協議会、町社会福祉協議会、自治会等によるネットワークの形成を図ります。
町民、事業者、 ボランティア・ NPO等の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の視点に基づき、町民、事業者、ボランティア・NPOおよび町社会福祉協議会が互いに連携し、協力しながら、地域における障がい福祉を推進します。

※33 NPO：Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本では、住民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない住民活動団体という意味で用いられる場合が多い。1998（平成10）年12月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により、法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

基本目標 4

安全に暮らすことができるまちづくり

現 状

- 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」等の関係法令等に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインによる公共施設等の整備に取り組んでいます。
- 災害時において、避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行う体制づくりが求められています。
- ガイドヘルパーの養成については、滋賀県と連携してヘルパー養成の機会について情報提供を行っていますが、人材の確保が課題となっています。

主な課題

- 障がいのある人の社会生活を阻むさまざまな障壁を取り除くため、地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。
- すべての町民にとって暮らしやすい地域をつくるため、施設や交通機関等のバリアフリー化をさらに進めていく必要があります。
- 頻発する風水害等、災害時の避難誘導や避難所生活への支援等、障がいのある人のニーズに応じた検討が必要です。

(1) 福祉のまちづくりの推進

施策	施策の概要						
公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none">○公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、公共施設を新設する際には、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、障がいの有無にかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるよう整備促進に努めます。○公共施設における多目的トイレの設置等のバリアフリー情報について、広く町民に啓発できるよう努めます。						
民間施設の整備	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人をはじめ、すべての人が気軽に利用できるように、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、施設のバリアフリー化を推進します。 <p>【主な整備項目】</p> <table><tbody><tr><td>◇出入り口の段差解消</td><td>◇誘導用ブロックの敷設</td></tr><tr><td>◇障がい者用トイレの設置</td><td>◇手すりの設置</td></tr><tr><td>◇障がい者用駐車区画の設置</td><td>等</td></tr></tbody></table>	◇出入り口の段差解消	◇誘導用ブロックの敷設	◇障がい者用トイレの設置	◇手すりの設置	◇障がい者用駐車区画の設置	等
◇出入り口の段差解消	◇誘導用ブロックの敷設						
◇障がい者用トイレの設置	◇手すりの設置						
◇障がい者用駐車区画の設置	等						

施策	施策の概要
住宅改修助成	○障がいのある人の日常生活での利便性を高めるため、手すりの取り付けや段差の解消等、居宅における改修への支援に努めます。
道路等交通環境の整備	○障がいのある人が安心して移動できるよう、道路等交通環境の整備を促進します。 【主な整備項目】 ◇防護柵・区画線の設置 ◇音響式信号機・弱者感应信号機の設置推進 ◇歩道と車道の切り下げ部の段差解消 等

(2) 移動条件の整備

施策	施策の概要
交通費の助成、割引制度の普及啓発	○自動車税・自動車取得税の減免制度や鉄道・バス運賃等の公共交通機関で実施されているサービスの周知を図ります。
ガイドヘルパー派遣の促進	○障がいのある人の外出支援や、社会参加を促進できるよう、ボランティアを含めたガイドヘルパーの派遣等の充実に努めます。
交通安全教育の実施	○事故やけがは予防できるという理念のもと、公共施設や地域における事業や福祉活動の場等を利用し、関係各課・関係機関の協働により安全教育を行います。
自動車運転免許取得改造費助成	○障がいのある人が保有する自動車の改造に必要な費用や、運転免許の取得に必要な費用について、一部助成します。

(3) 防災対策の推進

施策	施策の概要
避難行動要支援者登録台帳の整備	○避難行動要支援者名簿への登録を広く呼びかけ、災害時における要配慮者支援が迅速かつ適正に行えるよう情報の収集等に努めます。 ○制度に基づく避難行動要支援者名簿の提供の際には、個人情報の取り扱いに十分注意を払います。
災害時緊急時における避難・救援体制の整備	○災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、防災関係機関、障がい者団体、民生委員児童委員 ^{※34} 、ボランティア団体等との連携を図り、体制の整備を促進します。

※34 民生委員児童委員：厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。

施策	施策の概要
避難先での支援	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障がいのある人が、必要な物資を含め、障がいの特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を促進します。 ○福祉避難所（二次的な避難施設）を指定するとともに、災害発生時に介護・医療的ケア等の支援が円滑に実施できるよう、平常時においても指定された機関との連携に努めます。
避難のための情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者および避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難勧告や避難指示の発令に先だって避難準備情報を発令し、避難行動に時間を要する人達に早めの避難を促すとともに、迅速・的確な避難情報の伝達について、特に配慮します。
緊急時の通報手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の緊急時における通報手段として、緊急通報装置や月1回のお元気コールによる安否確認等、民間管理会社を通じた24時間体制による見守りが可能となる緊急通報システム^{※35}の設置を推進します。

（４）防犯対策の推進、消費者トラブルの防止および被害からの救済

施策	施策の概要
防犯体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○安全で住みよいまちづくりを進めるために、チラシの配布、地域での「声かけ運動」等とともに、緊急連絡網、障がいのある人の状況に応じた周知方法の検討等、犯罪被害を防止する活動を推進し、防犯体制の整備を図ります。
消費者トラブルの防止および被害からの救済	<ul style="list-style-type: none"> ○広報やパンフレット等により、悪質商法等についての情報の提供に努めます。 ○障がいのある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がいのある人の消費者トラブルの防止および被害からの救済を図ります。

※35 緊急通報システム：障がいのある人等が住宅内で急病や火災等の緊急時の通知や毎日の安否確認等、24時間体制による見守りを可能とするシステム。

基本目標 5

元気とうるおいのあるまちづくり

現 状

- 障がいのある人の情報入手手段を確保するため、町ホームページや広報紙等の活用のほか、点字・音声・情報通信技術の利用等、多様な媒体やツールを活用して、わかりやすい情報提供に努めています。
- 雇用に関する相談は、公共職業安定所（ハローワーク）、働き・暮らしコトー支援センター等で行われています。
- 法定雇用率^{※36}について、平成 30 年からは精神障がいのある人の雇用が法定雇用率の算定基礎に加わる等、支援体制の充実が求められています。
- 障がいのある人の社会参加が進む中、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動、社会活動の環境づくりや体制づくりが求められています。
- 滋賀県全域において、普通高校を卒業する障がいのある人が福祉的な就労をしたり、一般就労したりする場合に、学校から働き・暮らしコトー支援センター等の就労支援機関へスムーズに引き継ぎが行われていない現状があり、教育機関と相談支援事業者の連携が求められています。

主な課題

- 障がいのある人のニーズに対応していくため、就労移行支援や就労定着支援について、サービス提供体制を確保する必要があります。
- 一般就労が困難な障がいのある人に対する福祉的就労の場として、就労継続支援等に対する利用ニーズの増加に合わせ、サービスの提供体制を確保していく必要があります。

（1）就労支援および多様な就業の機会の確保

施策	施策の概要
総合的な就労支援体制の確立	○福祉、教育、医療等から雇用への一層の推進のため、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援が行われるよう、働き・暮らしコトー支援センターや公共職業安定所等の関係機関との連携の緊密化を図ります。
ジョブコーチ等就労支援の推進	○ジョブコーチ ^{※37} 等の周知を図り、利用の促進に努めます。 ○障がいのある人が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に向いて直接的専門的支援を行います。

※36 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている、官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障害者雇用の割合。

※37 ジョブコーチ：知的障がいや精神障がい等、円滑なコミュニケーションが困難な障がいのある人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整等にあたりすることで、職場環境等への適応を支援する指導員。

施策	施策の概要
福祉人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO法人えち福祉のひとづくりにおいて、愛知高等養護学校に在籍中の生徒にヘルパー養成講習の受講を進めます。 ○湖東地域リハビリ推進センターがNPO法人えち福祉のひとづくり講座の活動を支援します。
普通高校における雇用・福祉との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○普通高校を卒業する障がいのある生徒が、スムーズに就労支援を受けられるよう、中学校と高等学校の情報連絡会（引き継ぎ会）および高等学校と働き・暮らしコト支援センターの情報連絡会、進路会議等の開催を図ります。
一般就労への移行と定着の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○民間企業が障がいのある人の雇用を拡大し、法定雇用率を達成する企業の割合が増加するよう、障がいのある人の雇用に関する援助・助成制度の周知を強化していきます。 ○事業者に対して、障がいのある人を一定期間試験的に雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。 ○一般就労への定着を促進するため、就業の場において、障がいの特性や課題について理解された上で指導がされるよう、企業・事業者への啓発を強化していきます。
就労の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○事業主に対して、障がいのある人が仕事をしやすい操作具やスペース等の作業環境の整備、医療機関の受診等を考慮した勤務形態の整備等を指導します。 ○職場におけるコミュニケーションを保障するため、手話通訳者等の配置についても啓発・指導を行っていきます。
公的機関における雇用拡大の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○町等の公的機関において、障がいのある人の法定雇用率以上の雇用を確保するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

（２）障がいの特性に応じた就労支援および多様な就業の機会の確保

施策	施策の概要
日中活動事業所の運営基盤強化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を作成し目標を定めることや、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画をつくり、毎年実績を公表します。 ○町内の就労支援施設と連携し、障がいのある人が就労できる仕事の確保に向けて企業等へ働きかけ、ホームページによる情報発信や共同受注システムの構築や啓発事業を委託により実施します。 ○事業所の充実のため、職員の人材確保・育成の支援に努めます。

施策	施策の概要
福祉施設から一般就労への移行促進	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所への支援・充実を図ります。 ○障害者雇用率制度^{※38}や「障害者雇用促進法」、また、障がいのある人の雇用に関する援助・助成制度の周知徹底を図ります。さらに、障がいのある人の雇用を積極的に行っている企業の事例研究・情報提供等を行い、一般雇用の拡大を図ります。
差別解消のための事業主等に対する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○職場における障がいのある人に対する差別を解消するため、差別禁止や合理的な配慮について、事業主等への積極的な啓発に努めます。

(3) 生涯学習、文化・芸術活動、スポーツ等の振興

施策	施策の概要
文化・芸術活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品を展示する場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に努めます。
文化・芸術活動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館等で開催されるイベント等において、障がいのある人も気軽に参加できるよう交流の促進とふれあいの場づくりに努めます。
障がいのある人の文化・芸術活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の自立的な文化・芸術活動に対する指導者の派遣、発表の機会を確保する等の支援を充実します。
障がい者スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○町内の NPO 団体等との連携を図りながら、多様な障がい者スポーツ実施の機会を提供できるように図ります。また、参加者の拡大を図るため、障がい者関係団体やボランティア等との連携を強化し、競技種目・内容や実施方法の充実を図るとともに、広報やホームページによる PR に努めます。 ○幅広いスポーツ活動を通じて、社会参加を促進し、交流を通じた社会性や自立の意識を育むためのスペシャルオリンピックス日本・滋賀の活動を支援します。
スポーツ施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○身近で気軽に地域スポーツ施設を利用できるよう、障がいのある人や高齢者が四季を通じて、身体の状態に応じてできるスポーツ施設の充実に努めます。

※38 障害者雇用率制度：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の障がいのある人を雇用する義務を負う。この割合を法定雇用率という。

(4) 情報の利用しやすさの向上

施策	施策の概要
情報提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障がい等により、意思疎通が困難な人に対し、円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援を推進します。 ○広報紙の福祉情報の充実、国・県・町のパンフレット・小冊子・福祉のてびき・ホームページ等を活用し、実施サービスの一覧、利用手続き等、多様なサービス情報提供体制の整備に努めます。
コミュニケーションボランティアの育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ○点訳・朗読・手話・要約筆記等、コミュニケーションボランティアの育成を支援します。コミュニケーションの支援を必要とする個人やグループへの派遣を促進するとともに、会議や催し物の開催時に手話通訳・要約筆記等の実施を推進します。
電子自治体の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保障・税番号制度導入により各システムの連携を進め、行政手続きの簡素化を図ります。また、インターネットを介して容易に各種行政手続きを行えるよう、システム等の導入を推進するとともに、障がいのある人にとっても活用しやすい行政情報提供の充実を図ります。

基本目標 6

合理的配慮を推進するまちづくり

現 状

- 町職員がさまざまな研修会に出席し、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者等の特性や必要な配慮の理解に努めています。
- 町の事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする配慮を、負担にならない範囲で、できる限り対応していくという「合理的配慮」を提供することが求められています。

主な課題

- 障がいのある人が、適切な行政サービスを受けることができるよう、さまざまな場面において、合理的な配慮が行われる必要があります。
- 障がいのある人のニーズに応じた支援を行うことができるよう、町職員の理解促進や意識向上を図ることが必要です。

(1) 行政機関等における配慮および障がいのある人に対する理解の促進等

施策	施策の概要
町職員等の障がいのある人に対する理解の促進等	○窓口等における対応の充実を図るため、障がいのある人への合理的配慮について学ぶ機会の増加に努めます。 ○行政情報の提供等にあたっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。
難病患者への障害福祉サービス等の提供	○医療機関との連携に努め、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮し、難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に努めます。

第5章 第5期障がい福祉計画

1. 成果目標の設定

第5期障がい福祉計画では、国の基本指針を踏まえつつ、第4期障がい福祉計画の実績ならびに本町の実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障がい者福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数および施設入所者の削減人数に関する目標値を定めます。

① 地域生活移行者数

施設入所者の地域生活移行者数については、平成28年度末時点で、第4期障がい福祉計画の目標値である2人に対して実績値は0人となっています。第5期障がい福祉計画では、第4期障がい福祉計画期間中の実績を踏まえ、目標値を1人として設定します。

② 施設入所者数の削減

施設入所者数の削減については、平成28年度末時点で、第4期障がい福祉計画の目標値である2人削減に対して実績値は2人増加となっており、目標値を達成できていません。第5期障がい福祉計画では、第4期障がい福祉計画期間中の施設入所者数の推移を踏まえ、目標値を2人として設定します。

	説明	数値
基準値	平成28年度末施設入所者数	14人
目標値	①施設入所者の地域生活移行者数	1人
目標値	②施設入所者数削減数	2人

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none">●地域移行者数：平成28年度末施設入所者数の9%以上●施設入所者数の削減：平成28年度末施設入所者数の2%以上削減
--------	--

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院している精神障がいのある人の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域支援事業者の努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、町民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム^{※39)}の構築に向け、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を湖東圏域(1市4町)で設置することを目標とします。

	説明	数値
目標値	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置

国の 基本指針	●保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域・各市町村)を設置
--------------------	----------------------------------

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えつつ、障がいのある人の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会および場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保ならびにサービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりといった機能を集約し、グループホームや障がい者支援施設に付加した拠点(地域生活支援拠点)を整備する必要があります。

地域生活支援拠点等の整備については、第4期障がい福祉計画期間中から、湖東圏域(1市4町)での整備を進めており、第5期障がい福祉計画期間においても、引き続き湖東圏域での整備を推進します。

	説明	数値
目標値	平成32年度末における地域生活支援拠点の整備数	1か所

国の 基本指針	●各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備
--------------------	------------------------

^{※39} 地域包括ケアシステム：地域住民に対し、保健サービス、医療サービスおよび在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを、関係者が連携・協力して、一体的に提供する仕組みのこと。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する人数に関する目標値を定めるとともに、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数および事業所ごとの就労移行率に関する目標値を定めます。

また、一般就労に移行する障がいのある人が増加している中で、就労に伴う環境変化による生活面の課題（生活リズム、家計や体調管理）への支援ニーズに対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定期間行うサービスとして、新たに就労定着支援事業を創設し、支援開始から1年後の職場定着率に関する目標を定めます。

① 一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数については、平成28年度末時点で、第4期障がい福祉計画の目標値である2人に対して実績値は1人となっており、目標値を達成できていません。第5期障がい福祉計画では、第4期障がい福祉計画期間中の福祉施設から一般就労への移行者数の推移を踏まえ、目標値を1人として設定します。

	説明	数値
基準値	平成28年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	1人
目標値	平成32年度中に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	1人

② 就労移行支援事業利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、平成28年度末時点で、第4期障がい福祉計画の目標値である3人に対して実績値は2人となっており、目標値を達成できていません。第5期計画では、本町の近年の動向を考慮して、目標値を2人として設定します。

	説明	数値
基準値	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数	2人
目標値	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数	2人

③ 移行率3割以上の就労移行支援事業所

現在湖東圏域（1市4町）で就労移行支援を行っている事業所は7か所です。現在のまま平成32年度まで推移すると想定し、目標値を3か所と設定します。

	説明	数値
基準値	平成32年度末時点で就労移行支援を行う事業所数見込み	7か所
目標値	平成32年度末時点で就労移行率が3割以上の事業所数（全体の5割以上）	3か所

④ 就労定着支援事業の1年後定着率

就労定着支援事業の1年後定着率については、国の指針に基づき80%として設定します。

	説明	数値
目標値	就労定着支援利用者の支援開始1年後の職場定着率（各年度）	80%

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般就労への移行者数：平成28年度の1.5倍 ● 就労移行支援事業利用者：平成28年度の2割増 ● 移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ※実績を踏まえた目標設定 ● 就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上
--------------------	--

2. 障害福祉サービスの見込量および確保の方策

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成30年度から32年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量を確保するための方策を定めます。

	サービスの種類	説明
(1) 訪問系サービス	①居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事のほか、相談や助言等生活全般にわたる援助を行います。
	②重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいのある人、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難がある人であって、常時介護が必要な人に、居宅における入浴、排せつ、食事等の介護等生活全般にわたる援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
	③同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の必要な援助を行います。
	④行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護等の必要な援助を行います。
	⑤重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障がいがあり、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある人ならびに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人について、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。
(2) 日中活動系サービス	①生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に対し、主として昼間に障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護等のほか、相談や助言等日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供等身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
	②自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人、または難病等対象者に、施設や居宅における、理学療法 ^{※40} 、作業療法等の必要なリハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言等の必要な支援を行います。

サービスの種類	説明
③自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人に、施設や居宅における、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言等の必要な支援を行います。
④宿泊型自立訓練	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、施設や居宅における、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。
⑤就労移行支援	就労を希望する65歳未満で、一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談等の必要な支援を行います。
⑥就労継続支援 A 型	一般就労が困難な 65 歳未満（利用開始時）の人に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の必要な支援を行います。（雇用契約あり）
⑦就労継続支援 B 型	一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になった、または、就労移行支援によっても一般就労に至らなかった人に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の必要な支援を行います。（雇用契約なし）
⑧就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
⑨療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護を必要とする人に、主として昼間に、病院等の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の支援を行います。
⑩短期入所(福祉型)	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、障がい者支援施設に短期間入所する必要がある人に、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。
⑪短期入所(医療型)	居宅で介護を行う人の疾病等の理由により、必要な介護を受けることができないため、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所する必要がある障がいのある人に、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。

(2) 日中活動系サービス

※40 理学療法：障がいのある人やそのおそれのある人に対して、体操等の運動療法、日常生活の基本となる動作練習や、温熱、電気、水、光線を用いた物理療法を行い、機能や能力障がいの回復・維持・予防を図る。

サービスの種類		説明
(3) 居住系サービス	①自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
	②共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。
	③施設入所支援	施設入所中、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言等の必要な日常生活上の支援を行います。
(4) 相談支援	①計画相談支援	障害福祉サービスの申請等を行おうとする人について、心身の状況やサービスの利用意向等の事情を考慮し、サービス等利用計画の作成を行うとともに、障害福祉サービス事業者等との連絡調整やサービスの利用状況を検証の上、計画の見直しを行う等の便宜を供与する。
	②地域移行支援	障がい者支援施設等に入所、または精神科病院に入院している人等、地域での生活に移行するために重点的な支援が必要な人に、住居の確保等地域での生活に移行するための活動に関する相談等の必要な支援を行います。
	③地域定着支援	居宅にて単身で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談等の必要な支援を行います。

見込量算定の考え方

障害福祉サービス等の見込量の算定にあたっては、第4期障がい福祉計画の期間におけるサービス提供量や利用人数の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、平成32年度までの各年度における見込量を推計しました。

なお、平成29年度の見込量については、4月から9月までの半年分の実績を2倍して1年分の実績の見込みを算出し、12で割り、1か月分の見込みを算出しています。

各サービス等の見込量は、各年度における1か月当たりのサービス提供量および利用人数を示しており、その単位は次のとおりです。

時間/月：1か月当たりのサービス提供時間

人日/月：1か月当たりの延べ提供日数

人/月：1か月当たりの実利用人数

(1) 訪問系サービスの推進

«訪問系サービスの見込量確保の方策»

- ・介護者の高齢化等により、必要なサービス量の増加が予想されるため、介護保険サービス提供事業者に対して、障害福祉サービスに参入するよう働きかけるほか、町外事業所の利用を含めてサービス提供体制の確保を図ります。

①居宅介護（ホームヘルプ）

■見込量算出の考え方

利用人数および利用時間の見込量については、第4期計画期間中の利用実績と本町の動向を踏まえ、今後緩やかに増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	478	496	515	381	397	412
	人/月	25	26	27	25	26	27
実績値	時間/月	438	442	366	—	—	—
	人/月	33	28	24	—	—	—
計画比	時間/月	91.6%	89.1%	71.1%	—	—	—
	人/月	132.0%	107.7%	88.9%	—	—	—

②重度訪問介護

■見込量算出の考え方

利用人数および利用時間の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後大きな変化はなく、横ばいで推移するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	622	746	870	107	107	107
	人/月	6	7	8	7	7	7
実績値	時間/月	92	98	107	—	—	—
	人/月	7	7	7	—	—	—
計画比	時間/月	14.8%	13.1%	12.3%	—	—	—
	人/月	116.7%	100.0%	87.5%	—	—	—

③同行援護

■見込量算出の考え方

利用人数および利用時間の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後緩やかに増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	43	43	43	130	135	140
	人/月	3	3	3	5	5	6
実績値	時間/月	48	62	126	—	—	—
	人/月	4	5	5	—	—	—
計画比	時間/月	111.6%	144.2%	293.0%	—	—	—
	人/月	133.3%	166.7%	166.7%	—	—	—

④行動援護

■見込量算出の考え方

利用人数および利用時間の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後大きな変化はなく、横ばいで推移するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	33	33	33	110	110	110
	人/月	2	2	2	3	3	3
実績値	時間/月	53	51	110	—	—	—
	人/月	3	3	3	—	—	—
計画比	時間/月	160.6%	154.6%	333.3%	—	—	—
	人/月	150.0%	150.0%	150.0%	—	—	—

⑤重度障害者等包括支援

■見込量算出の考え方

利用人数および利用時間については、第4期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としています。利用ニーズが生じた場合には、提供体制の確保に努めます。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
実績値	時間/月	0	0	0	—	—	—
	人/月	0	0	0	—	—	—
計画比	時間/月	—	—	—	—	—	—
	人/月	—	—	—	—	—	—

(2) 日中活動系サービスの推進

「日中活動系サービスの見込量確保の方策」

- ・計画相談支援により、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。
- ・日中の活動、就労系サービスの利用希望に対応するため、将来も含めて必要な見込量の確保に向け、町外事業所の利用を含めてサービス提供体制の確保を図ります。

①生活介護

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、第4期計画期間中の利用実績や町内の動向を踏まえ、今後増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	613	646	664	782	817	853
	人/月	35	36	37	44	46	48
実績値	人日/月	685	653	746	—	—	—
	人/月	44	46	42	—	—	—
計画比	人日/月	111.7%	101.1%	112.3%	—	—	—
	人/月	125.7%	127.8%	113.5%	—	—	—

②自立訓練（機能訓練）

■見込量算出の考え方

利用人数および利用時間については、第4期計画期間中の利用実績がありませんが、1人の利用を見込みます。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	0	0	0	20	20	20
	人/月	0	0	0	1	1	1
実績値	人日/月	19	0	0	—	—	—
	人/月	1	0	0	—	—	—
計画比	人日/月	—	—	—	—	—	—
	人/月	—	—	—	—	—	—

③自立訓練（生活訓練）

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後大きな変化はなく、横ばいで推移するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	8	8	8	20	20	20
	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人日/月	4	15	22	—	—	—
	人/月	1	1	1	—	—	—
計画比	人日/月	50.0%	187.5%	275.0%	—	—	—
	人/月	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

④宿泊型自立訓練

■見込量算出の考え方

第5期計画より見込量を算出し、記載するサービスとなります。

利用人数およびサービス提供量の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	—	—	—	55	83	110
	人/月	—	—	—	2	3	4
実績値	人日/月	97	78	55	—	—	—
	人/月	4	6	2	—	—	—
計画比	人日/月	—	—	—	—	—	—
	人/月	—	—	—	—	—	—

⑤就労移行支援

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、第4期計画期間中の利用実績や第5期計画における成果目標の達成を踏まえた上で算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	40	60	80	40	40	40
	人/月	2	3	4	2	2	2
実績値	人日/月	2	18	40	—	—	—
	人/月	2	8	2	—	—	—
計画比	人日/月	5.0%	30.0%	50.0%	—	—	—
	人/月	100.0%	266.7%	50.0%	—	—	—

⑥就労継続支援（A型）

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後緩やかに増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	32	32	32	99	99	116
	人/月	2	2	2	6	6	7
実績値	人日/月	43	82	99	—	—	—
	人/月	4	5	6	—	—	—
計画比	人日/月	134.4%	256.3%	309.4%	—	—	—
	人/月	200.0%	250.0%	300.0%	—	—	—

⑦就労継続支援（B型）

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	1,117	1,154	1,191	1327	1385	1522
	人/月	60	62	64	68	71	78
実績値	人日/月	1,083	1,190	1,307	—	—	—
	人/月	67	73	67	—	—	—
計画比	人日/月	97.0%	103.1%	109.7%	—	—	—
	人/月	111.7%	117.7%	104.7%	—	—	—

⑧就労定着支援

■見込量算出の考え方

平成30年度から開始されるサービスであり、利用人数の見込量については、第5期計画における成果目標を踏まえた上で算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	—	—	—	0	1	1
実績値	人/月	—	—	—	—	—	—
計画比	人/月	—	—	—	—	—	—

⑨療養介護

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後大きな変化はなく、横ばいで推移するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	2	2	2	3	3	3
実績値	人/月	2	2	3	—	—	—
計画比	人/月	100.0%	100.0%	150.0%	—	—	—

⑩短期入所（福祉型）

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後緩やかに増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	40	40	40	23	24	25
	人/月	5	5	5	11	12	13
実績値	人日/月	7	23	23	—	—	—
	人/月	9	13	10	—	—	—
計画比	人日/月	17.5%	57.5%	57.5%	—	—	—
	人/月	180.0%	260.0%	200.0%	—	—	—

⑪短期入所（医療型）

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後大きな変化はなく、横ばいで推移するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	16	16	16	3	3	3
	人/月	2	2	2	3	3	3
実績値	人日/月	8	3	3	—	—	—
	人/月	4	4	3	—	—	—
計画比	人日/月	50.0%	18.8%	18.8%	—	—	—
	人/月	200.0%	200.0%	150.0%	—	—	—

(3) 居住系サービスの推進

《居住系サービスの見込量確保の方策》

- ・グループホームの利用希望は多いことから、既存事業所の支援や、参入事業所への情報提供、開設に向けた支援等により、グループホームの供給確保に努めます。
- ・施設入所支援は、成果目標達成に向け利用者数を減少と見込んでいますが、グループホームを利用することが困難な障がいのある人の暮らしの場として重要な役割を持つことから、真に施設入所が必要な障がいのある人が安心して利用できるよう、関係機関と連携しつつ、一定定員の確保に努めます。

① 自立生活援助

■ 見込量算出の考え方

平成30年度から開始されるサービスであり、利用人数の見込量については、第4期計画期間中の地域生活移行者数を踏まえて算出します。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	—	—	—	0	0	1
実績値	人/月	—	—	—	—	—	—
計画比	人/月	—	—	—	—	—	—

② 共同生活援助（グループホーム）

■ 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後緩やかに増加していくものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	18	19	20	20	21	22
実績値	人/月	19	20	19	—	—	—
計画比	人/月	105.6%	105.3%	95.0%	—	—	—

③施設入所支援

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第5期における成果目標の達成を踏まえた上で算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	12	11	10	14	13	12
実績値	人/月	15	15	14	—	—	—
計画比	人/月	125.0%	136.4%	140.0%	—	—	—

(4) 相談支援の推進

«見込量確保の方策»

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能拡充を図ります。

①計画相談支援

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、今後増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	137	147	155	155	160	165
実績値	人/月	131	141	150	—	—	—
計画比	人/月	95.6%	95.9%	96.8%	—	—	—

②地域移行支援

■見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、第5期における成果目標の達成を踏まえた上で算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	0	1	2	0	0	1
実績値	人/月	1	0	0	—	—	—
計画比	人/月	—	0.0%	0.0%	—	—	—

③地域定着支援

■見込量算出の考え方

利用人数の見込みについて、第4期計画中には利用実績はありませんでしたが、第5期計画における成果目標を踏まえた上で算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	0	1	2	0	0	1
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画比	人/月	—	0.0%	0.0%	—	—	—

3. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は障害者総合支援法第77条の規定に基づき実施するもので、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することが求められており、法令で実施が義務づけられている必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業に分かれています。

ここでは、地域生活支援事業に関して、実施する事業の内容、各年度における事業の種類ごとの考え方および量の見込み、各年度の見込量確保のための方策を定めます。

事業の種類		説明
(1) 必須事業	①理解促進研修・啓発事業	町民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。
	②自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、町民等による地域における自発的な活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。
	③相談支援事業	基幹相談支援センターをはじめ、委託相談事業所として7事業所に委託し、相談事業を実施しています。障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助等を行います。
	④成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行い、成年後見制度の利用を支援します。
	⑤意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
	⑥日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。
	⑦手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
	⑧移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要な外出や社会参加のための外出支援を行います。
	⑨地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がいのある人の地域生活を支援します。

事業の種類		説明
(2) 任意事業	①訪問入浴サービス事業	入浴が困難な身体障がいのある人に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
	②日中一時支援事業	障がいのある人に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
	③巡回支援専門員配備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
	④障害者虐待防止対策支援事業	障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関・団体・町民等の支援体制の強化や協力体制の整備の支援を行います。

(1) 必須事業の推進

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、湖東圏域（1市4町）において研修会を開催しているほか、湖東圏域で精神障がいのある人を対象としたサロンを開催しており、障がいのある人と実際にふれあうことのできる機会を設けています。

あらゆる機会をとらえ、障がいのある人に対する理解と認識が深まるよう努めており、計画期間の各年度においても、こうした取り組みを推進していきます。

事業名	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
理解促進研修 ・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、町内の障がいのある人やその家族が行う訓練やスポーツ、イベント等の自発的活動の支援として、見込量を設定します。

事業名	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	無	有

③相談支援事業

基幹相談支援センターについては、地域生活への移行・定着の推進に向けて、取り組みを充実させていくとともに、専門職員の配置や相談支援事業者への専門的な指導・人材育成の支援を充実していくこととして、見込量を設定します。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、成年後見人制度の利用が必要な障がいのある人に対し、引き続き必要な支援を行います。

区分	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
実利用人数	人/年	0	1	1	3	1	1

⑤意思疎通支援事業

障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮の提供の一端を担うものとして、意思疎通支援事業の役割は今後ますます大きくなると考えられることから、引き続き、関係機関との連携のもと、手話通訳者や要約筆記者の養成等に関する各種研修の受講を促進する等、人材の確保に努めていきます。

事業名	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
手話通訳者 要約筆記者 派遣事業	件/年	8	8	6	6	6	6

⑥日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与しています。障がいの特性に合わせた適切な用具を給付するとともに、必要に応じて、対象品目等の見直しを行います。

事業名	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
介護・訓練 支援用具	件/年	0	4	0	4	4	4
自立生活 支援用具	件/年	4	7	4	10	10	10
在宅療養等 支援用具	件/年	6	1	4	4	4	4
情報・意思疎通 支援用具	件/年	0	2	0	2	2	2
排泄管理 支援用具	件/年	273	263	312	312	312	312
居宅生活 動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	2	0	2	2	2

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人との交流活動促進のため、湖東圏域（1市4町）において手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を実施します。

事業名	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員 養成研修 事業	人 (修了者数)	2	5	5	5	5	5

⑧移動支援事業

移動支援事業は、地域における自立した生活や社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の支援を行っています。

必要に応じて、事業所の追加指定を行い、必要なサービス提供量の確保に努め、多様なニーズに応じることのできるサービス体系の整備について検討していきます。

事業名	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
移動支援 事業	時間/年	324	859	961	859	927	996
	人/年	17	25	23	25	27	29

⑨地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、センターを運営する法人に対して委託または補助を行うことにより実施しています。各センターでは、それぞれの障がいの特性に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等の支援がさまざまな形で行われており、障がいのある人の身近な社会参加の場として重要であることから、引き続き、その運営を支援していきます。

事業名	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
地域活動支援 センター事業	か所	2	2	2	2	2	2
	人/年	12	15	14	15	16	17

(2) 任意事業の推進

①訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、訪問によらなければ入浴が困難な重度身体障がいのある人を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図り、地域における障がいのある人の生活を支援することを目的として実施しています。

引き続き、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、見込量の確保に努めます。

事業名	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	1	1	1

②日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障がいのある人の家族の就労支援や障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい者支援施設等で障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行うものです。

放課後等デイサービスの利用増加に伴い、日中一時支援事業の利用者数は減少傾向にあるものの、支援を必要とする人が利用できるように見込量の確保に努めます。

事業名	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業	人/年	40	42	24	22	20	18

③巡回支援専門員配備

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員を配備します。

利用ニーズを把握し、巡回支援専門員の配備体制を強化します。

事業名	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
巡回支援専門員配備	実施の有無	有	有	有	有	有	有

④障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待防止対策支援事業では、障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、町内の関係機関・団体・町民等の連携を推進し、支援体制の強化、協力体制の整備を行います。

障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるように、虐待防止に向けた事業の充実に努めます。

事業名	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

第6章 第1期障がい児福祉計画

児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から市町村において、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に向けた目標やサービスの見込量を定めた「障害児福祉計画」の策定が求められています。

本町でも、国の指針を踏まえ障がい児福祉計画を整備し、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療ニーズへの対応、障害児通所支援・障害児相談支援等の推進等の障がい児福祉の推進に努めます。

1. 成果目標の設定

第1期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療ニーズへの対応について成果目標を設定します。

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え保育所等訪問支援等の地域支援を行う障がい児支援の中核的な施設であるため、整備することを検討していきます。

	説明	数値
目標値	児童発達支援センターの設置数	検討

② 保育所等訪問支援の利用体制整備

保育所等訪問支援は、平成29年度時点では町内で実施している事業所はありませんが、平成30年度から愛知・犬上郡（4町）において、保育所等訪問支援を実施する事業所を整備するとなっています。

	説明	数値
目標値	保育所等訪問支援事業の実施	事業実施

(2) 医療的ニーズへの対応

①重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症の心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所については、既に湖東圏域（1市4町）において、事業所が1か所整備されています。本計画の期間内に、湖東圏域内で新規の事業所を1か所整備し、合計2か所の事業所を確保することを目標とします。

	説明	数値
目標値	主に重症の心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	各2か所

②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

NICU^{※41}等に長期間入院した後、人工呼吸器を使用し、たん吸引等の医療的ケアが必要な障がい児（重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む）が、地域で適切な支援を受けられるよう、平成30年度末までに保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することが求められています。

既に湖東地域障害者自立支援協議会の重症心身障害者部会において、関係機関が医療的ケアを必要とする障がい児のための支援について協議しており、今後も関係機関が連携を図りながら協議に取り組めます。

	説明	数値
目標値	関係機関による連携・協議の場の設置	設置済

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ● 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ● 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ● 医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）
--------------------	--

※41 NICU：Neonatal Intensive Care Unitの略で、新生児集中治療室を意味する。NICUでは、低出生体重児（未熟児）や先天性の病気を持った重症新生児に対し、呼吸や循環機能の管理といった専門医療が提供される。

2. 障害児通所支援等の見込量および確保の方策

サービスの種類	説明	
(1) 障害児通所支援・障害児相談支援	① 児童発達支援	療育の観点から、集団療育および個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。
	② 医療型児童発達支援	肢体不自由で理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障がい児に児童発達支援および治療を行います。
	③ 放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の必要な支援を行います。
	④ 保育所等訪問支援	保育所等集団生活を営む施設を訪問し専門的な支援が必要な障がい児に、集団生活への適応のために必要な支援を行います。
	⑤ 居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
	⑥ 障害児相談支援	障害児通所支援の申請等を行おうとする障がい児について、心身の状況やサービスの利用意向等の事情を考慮し、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整や障害児通所支援等のサービスの利用状況のモニタリング※42を実施します。
	⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

見込量算定の考え方

障害児通所支援等の見込量の算定にあたっては、平成 27 年度から平成 29 年度におけるサービス提供量や利用人数の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、平成 32 年度までの各年度における見込量を推計しました。

なお、平成 29 年度の見込量については、4 月から 9 月までの半年分の実績を 2 倍して 1 年分の実績の見込みを算出し、12 で割り、1 か月分の見込みを算出しています。

各サービス等の見込量は、各年度における 1 か月当たりのサービス提供量および利用人数を示しており、その単位は次のとおりです。

時間/月：1 か月当たりのサービス提供時間

人日/月：1 か月当たりの延べ提供日数

人/月：1 か月当たりの実利用人数

※42 モニタリング：サービス等利用計画に沿って福祉や医療等のサービスが提供され、利用者が課題に対して取り組み、どのような現状にたどり着いたのか、定期的に確認すること。

(1) 障害児通所支援、障害児相談支援等の推進

「障害児通所支援・障害児相談支援等の見込量確保の方策」

- ・児童発達支援および放課後等デイサービスについては、見込量と供給量の調和を図るよう努めていきます。また、肢体不自由児、重症心身障がい児、医療的ケアを必要とする障がい児等、重度の障がい児に対する支援体制について、平成30年度末までに設置する協議の場で見込量確保の方策を検討していきます。

①児童発達支援

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込みについては、今後も増加するものとして見込量を算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	99	104	109	50	55	60
	人/月	25	26	27	15	16	17
実績値	人日/月	48	55	43	—	—	—
	人/月	13	19	13	—	—	—
計画比	人日/月	48.4%	52.9%	39.4%	—	—	—
	人/月	52.0%	73.1%	48.1%	—	—	—

②医療型児童発達支援

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込みについては、今後大きな変化はなく、横ばいで推移するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	6	6	6	6	6	6
	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人日/月	7	5	6	—	—	—
	人/月	1	1	1	—	—	—
計画比	人日/月	116.7%	83.3%	100.0%	—	—	—
	人/月	100.0%	100.0%	100.0%	—	—	—

③放課後等デイサービス

■見込量算出の考え方

平成28年度において、町内で事業所が2か所開設されたことに伴い利用者が大きく増加しましたが、今後は緩やかに増加するものとして利用人数およびサービス提供量の見込量を算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	47	58	70	450	460	465
	人/月	25	26	27	39	40	40
実績値	人日/月	109	226	446	—	—	—
	人/月	12	27	34	—	—	—
計画比	人日/月	231.9%	389.7%	637.1%	—	—	—
	人/月	48.0%	103.8%	125.9%	—	—	—

④保育所等訪問支援

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量の見込みについては、平成30年度の事業所整備に伴い、見込量を算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	1	1	1
実績値	人日/月	0	0	0	—	—	—
	人/月	0	0	0	—	—	—
計画比	人日/月	—	—	—	—	—	—
	人/月	—	—	—	—	—	—

⑤居宅訪問型児童発達支援

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量については、サービスの対象となる方が限定的であることを踏まえ、見込量を0としています。利用ニーズを把握し、町内での提供体制の整備について検討していきます。

⑥障害児相談支援

■見込量算出の考え方

利用人数およびサービス提供量については今後も増加するものとして見込量を算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/年	35	36	37	53	55	58
実績値	人/年	27	49	51	—	—	—
計画比	人/年	77.1%	136.1%	137.8%	—	—	—

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■見込量算出の考え方

配置人数の見込量については、関係機関との検討を行った上で、平成 32 年度中に湖東圏域（1市4町）において、1人配置することを目標として設定します。

第7章 計画の推進体制

(1) 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、障がいのある人をはじめ、町民、障がい者団体や障害福祉サービス等事業者、企業等、そして行政を、障がい者施策を推進していく主体として位置づけます。それぞれが自らの役割を果たしながらお互いに連携し、一体となって障がい者福祉の向上に取り組んでいくことが重要です。

①障がいのある人

障がいのある人は自分が人生の主演であり、一人の人間としてかけがえのない存在であることに気づき、自分の生き方を自分で決めていくことが重要です。

また、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、自らの持つ能力を発揮して自立を目指し、能力に応じて社会に貢献することが望まれます。

②町民

障がいの特性に関する正しい知識を取得し、障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人が自立した社会生活を送るための支援を行い、必要な情報を届けるほか、災害時の支援や、だれもが参加できるような地域行事等を企画する、お互いに助け合う地域づくりに努めていくことが求められます。

③障がい者団体・障害福祉サービス等事業者

障がい者団体は、障がいに対する理解の促進や障がいのある人やその家族等との交流の場づくり、社会参加の支援等を行っています。今後も、各団体間での連携や調整を図りながら、町民の障がいに対する理解促進、障がいのある人の生活の向上に向けた行政等に対する働きかけ等、さまざまな取り組みを行っていくことが重要となります。

また、障害福祉サービス等事業者は、障がいの特性を踏まえた個々の状況に合った適切なサービスの提供を行うとともに、サービスの質の向上や事業運営の情報公開等公正な運営が求められます。

④企業等

障がいのある人が社会的に自立した生活を営むためには、経済的自立を果たすとともに、就労を通じた自己実現・社会参加を果たすことが重要となります。そのため、企業等においては、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりや雇用条件の整備、従事できる職種の確保に取り組む必要があります。

また、障害者差別解消法の施行により、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いが禁止され、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合には、可能な限り柔軟に対応することが望まれます。

⑤町

障がいのある人やその家族等のニーズの把握に努め、必要な人に必要なサービスを提供するとともに、関係機関との連携のもと、各種施策を一体的に推進し総合的な福祉の向上を目指します。

また、地域における支え合いの環境を構築し、障がいのある人のまちづくりへの参加を促進するとともに、町民や企業等に対して、障がいのある人や障がいについての正しい理解の促進に努めます。

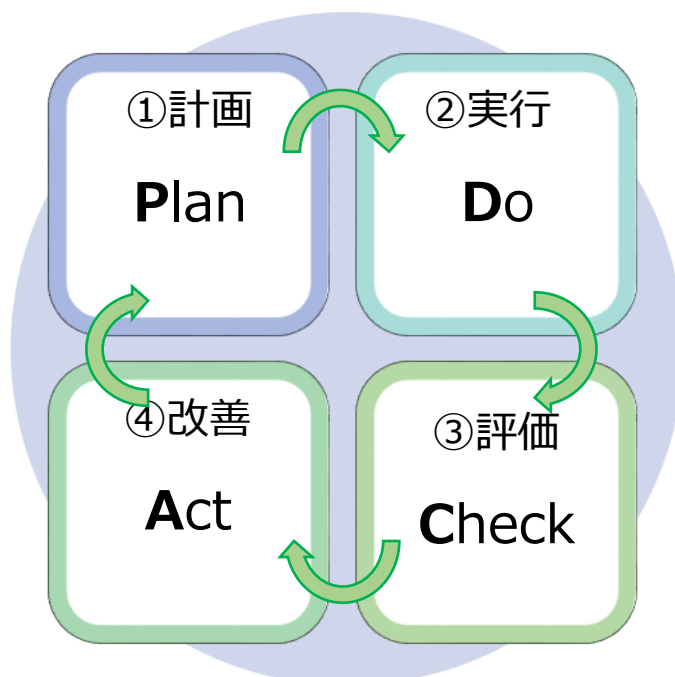
(2) 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況および成果指標の達成状況等について点検・評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

<PDCA サイクルとは>

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

■ PDCAサイクルのイメージ図



■ P D C Aの具体的内容

	内 容
計画 (Plan)	<p>■障がい福祉計画等の策定</p> <p>愛荘町障がい者計画（第3次）および愛荘町障がい者福祉施策推進会議や庁内関係各課と連携を推進しながら、町の課題を把握し、必要と思われる施策を設定するとともに、成果目標やサービス見込量を定めます。</p>
	<p>■計画の実行</p> <p>策定した計画に基づいて、庁内関係各課や関係機関と連携し、施策を進めていきます。</p>
評価 (Check)	<p>■障がい福祉計画等の全体の評価</p> <p>次期障がい福祉計画および障がい児福祉計画の策定に合わせて、障がい者計画も含めた計画全体の評価を行います。成果目標の達成状況やサービス提供実績の計画値の比較、障がい者計画における施策の達成状況や今後の課題を把握します。</p>
	<p>■愛荘町障がい者福祉推施策進会議での評価報告ならびに内容の検討</p> <p>各施策の実施状況等について、愛荘町障がい者福祉施策推進会議や湖東地域障害者自立支援協議会で意見を聴きながら、管理を実施します。</p>
改善 (Act)	<p>■シートによる検証結果に基づいた施策内容の修正</p> <p>検証シートを通じて把握した課題等を踏まえ、対応方法の検討や新規事業の立案を行います。</p>
	<p>■中間評価に基づく計画の見直し</p> <p>中間評価の結果を踏まえ、必要な場合は計画の方向性の検討を行います。</p>

資料編

(1) 愛荘町障がい者福祉施策推進会議委員名簿

(氏名：50音順・敬称略)

氏名	所属等	備考
明石 祐吾	共同生活援助事業所 オリーブ	
大野 弘典	愛荘町社会福祉協議会	
大橋 弘	彦愛犬地域障害者生活支援センター ステップアップ21	会長
川村 圭吾	愛犬つくし教室	
岸田 雅信	滋賀県立甲良養護学校	
小林 信征	愛荘町身体障がい者更生会	
辻 久孝	一般社団法人 滋賀県ろうあ協会	
堀出 裕明	滋賀県湖東健康福祉事務所	
松川 満	愛荘町手をつなぐ育成会	
松本 章	彦根公共職業安定所	
南 千鶴子	ふれあい共同作業所	副会長
吉岡 義蔵	セルプはたしょう	保護者
吉田 和也	社会福祉法人 青い鳥会 か～む	

(2) 計画策定経過

開催期日	協議事項等
平成29年 8月8日(火)	第1回 愛荘町障がい者福祉施策推進会議 ・愛荘町障がい者計画(第3次)および障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)について ・計画策定(見直し)に係るスケジュールについて ・アンケート調査について
平成29年 11月27日(月)	第2回 愛荘町障がい者福祉施策推進会議 ・アンケート調査の結果について ・愛荘町障がい者計画(第3次)および障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)(素案)について
平成30年 1月30日(火)	第3回 愛荘町障がい者福祉施策推進会議 ・愛荘町障がい者計画(第3次)および障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)(案)について

愛荘町障がい者計画（第3次）

（平成27年度～平成32年度）

および

障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）

（平成30年度～平成32年度）

発行 平成30年3月

編集 愛荘町役場 愛知川庁舎 地域福祉課

〒529-1380

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

電話：0749-42-7691 FAX:0749-42-5887